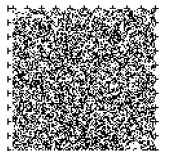
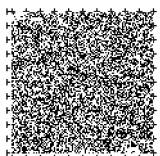


第2部 障害者施策の総合的展開

【新宿区障害者計画】

(新宿区成年後見制度利用促進基本計画)





第1章 障害者施策の体系

「基本理念」のもとに、3つの「基本目標」と9つの「個別目標」を設け、計画を支える施策を「基本施策」、「個別施策」として示しました。

それぞれの個別施策における計画の体制については、新型コロナウイルス感染症等、今後の社会状況を踏まえながら柔軟に対応し、推進していきます。

基本理念

- ◇障害者が尊厳を持って生活できる地域共生社会の実現
- ◇バリアフリー社会の実現
- ◇必要な時に必要な支援が得られる地域共生社会の実現

基本目標

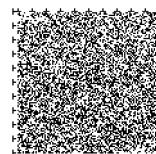
- I 安心して地域生活を送れるための支援
- II ライフステージに応じた成長と自立への支援
- III 地域共生社会におけるバリアフリーの促進

個別目標

- 1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実
- 2 障害等の早期発見と成長・発達への支援
- 3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進
- 4 多様な就労支援
- 5 社会活動の支援
- 6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援
- 7 こころのバリアフリーの促進
- 8 福祉のまちづくりの促進
- 9 障害者が安全に生活できるための支援

17の基本施策

41の個別施策



【個別目標に連なる「基本施策」と「個別施策」】

個別目標1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

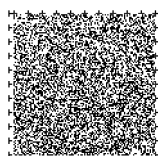
| 基本施策 | 個別施策 |
|----------------------|------------------------------|
| (1)地域で日常生活を継続するための支援 | ①相談支援の充実 (P. 56) |
| | ②日常生活を支える支援の充実 (P. 59) |
| | ③保健医療サービスの充実 (P. 61) |
| | ④家族への支援 (P. 67) |
| | ⑤経済的自立への支援 (P. 70) |
| (2)サービスの質の向上のための支援 | ⑥利用者支援と苦情相談の充実 (P. 71) |
| | ⑦サービスを担う人材の確保・育成 (P. 72) |
| | ⑧事業者への支援・指導の充実 (P. 74) |
| (3)地域ネットワークの構築 | ⑨地域生活支援体制の推進【重点的な取組】 (P. 76) |
| | ⑩地域の社会資源ネットワーク化と有効活用 (P. 78) |

個別目標2 障害等の早期発見と成長・発達への支援

| 基本施策 | 個別施策 |
|-----------------------------|-------------------------------------|
| (1)子どもの発達に即した支援の充実 | ⑪障害等の早期発見・早期支援 (P. 79) |
| | ⑫乳幼児期の子育てに関する相談の充実 (P. 81) |
| (2)障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実 | ⑬乳幼児期の支援体制の充実 (P. 83) |
| | ⑭学齢期の支援体制の充実 (P. 86) |
| | ⑮放課後支援等の日中活動の充実 (P. 90) |
| | ⑯療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携 (P. 92) |
| | ⑰障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取組】 (P. 93) |
| | ⑱学校教育修了後の進路の確保 (P. 97) |

個別目標3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進

| 基本施策 | 個別施策 |
|-------------------|----------------------------------|
| (1)地域で生活するための基盤整備 | ⑲日中活動の充実 (P. 98) |
| | ⑳住まいの場の充実 (P. 100) |
| | ㉑入所支援施設等の支援 (P. 104) |
| (2)地域生活移行への支援 | ㉒施設からの地域生活移行の支援 (P. 105) |
| | ㉓病院からの地域生活移行の支援【重点的な取組】 (P. 106) |



個別目標 4 多様な就労支援

| 基本施策 | 個別施策 |
|------------------------------|----------------------------|
| (1)多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実 | ㉔就労支援の充実【重点的な取組】 (P. 108) |
| | ㉕施設における就労支援の充実 (P. 111) |
| (2)安心して働き続けられるための支援 | ㉖就労の継続及び復職等の支援の強化 (P. 113) |

個別目標 5 社会活動の支援

| 基本施策 | 個別施策 |
|------------|-------------------------------|
| (1)社会参加の充実 | ㉗コミュニケーション支援・移動支援の充実 (P. 116) |
| | ㉘文化芸術・スポーツ等への参加の促進 (P. 120) |
| | ㉙社会参加の促進への支援の充実 (P. 125) |

個別目標 6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援

| 基本施策 | 個別施策 |
|--------------------------|---|
| (1)障害者が権利の主体として生活するための支援 | ㉚障害者の差別解消・権利擁護の推進【成年後見制度の利用促進に関する施策】 (P. 127) |
| | ㉛虐待の防止 (P. 132) |
| | ㉜消費者被害の防止 (P. 133) |

個別目標 7 こころのバリアフリーの促進

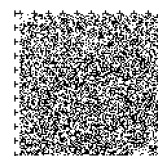
| 基本施策 | 個別施策 |
|-----------------------|---------------------------------|
| (1)障害理解の促進 | ㉝障害理解への啓発活動の促進【重点的な取組】 (P. 135) |
| | ㉞障害理解教育の推進 (P. 138) |
| | ㉟広報活動の充実 (P. 140) |
| (2)交流機会の拡大、充実による理解の促進 | ㊱互いに交流しあえる機会の充実 (P. 141) |
| | ㊲地域で交流する機会の充実 (P. 143) |
| (3)情報のバリアフリーの促進 | ㊳多様な手法による情報提供の充実 (P. 144) |

個別目標 8 福祉のまちづくりの促進

| 基本施策 | 個別施策 |
|-----------------|--|
| (1)人にやさしいまちづくり | ㊴ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【重点的な取組】 (P. 147) |
| (2)人にやさしい建築物づくり | ㊵建築物や住宅のバリアフリーの普及 (P. 152) |

個別目標 9 障害者が安全に生活できるための支援

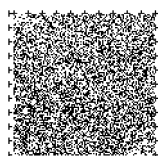
| 基本施策 | 個別施策 |
|-----------------------------|----------------------|
| (1)災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援 | ㊶防災・防犯対策の推進 (P. 153) |



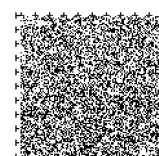
第2章 重点的な取組

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、計画を支える「基本施策」を定め、特に積極的な取組により事業を推進していく必要がある次の「個別施策」を、重点的な取組として掲げました。

| | |
|---|----------------------------------|
| 重点的な取組 1 | 地域生活支援体制の推進【個別施策⑨】 |
| <p>基幹相談支援センターと区内 3 か所の地域生活支援拠点施設（身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」）及び関係機関が連携し、障害者や家族、事業者がいつでも相談でき、地域で安心して生活できるように地域生活支援体制を推進しています。今後は新たな拠点を整備し、機能の充実を図っていきます。</p> | |
| 重点的な取組 2 | 障害等のある子どもへの専門相談の推進【個別施策⑰】 |
| <p>障害のある子どもや発達に心配のある子どもの相談支援環境を整備します。昨今、特に求められているのは専門性の高い相談です。子ども総合センターにおける発達検査や専門職による個別指導、保健センターにおける発達専門の小児科医師による相談、教育委員会における就学相談等で専門的な相談や支援を行うとともに、切れ目のない支援が行えるよう、関係各機関が連携を図っていきます。</p> | |
| 重点的な取組 3 | 病院からの地域生活移行の支援【個別施策⑳】 |
| <p>精神障害者の地域移行については、医療機関との連携を積極的に図り、退院支援を推進しています。退院支援においては、入院中から退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った移行支援、医療の継続、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保に関する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組む必要があります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、地域で精神障害者が生活を継続できるように支援を行き渡らせていきます。</p> | |



| | |
|---|--|
| 重点的な取組 4 | 就労支援の充実【個別施策⑳】 |
| <p>障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解や法定雇用率の引き上げ等が追い風となる一方、景気の低迷等による社会情勢が見通せない状況です。就職や職場定着の支援など一人ひとりのニーズにあった支援を行えるよう、新宿区勤労者・仕事支援センターや就労支援事業所等との連携による重層的な就労支援を続けます。また、企業に対しても障害者が安心して働き続けられる環境整備を働きかけていきます。</p> | |
| 重点的な取組 5 | 障害理解への啓発活動の促進【個別施策㉓】 |
| <p>障害者差別解消法が改正され、行政機関だけではなく民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられます。差別の禁止、合理的配慮の提供が浸透するためには障害への理解が欠かせません。障害理解のための障害者疑似体験を取り入れるほか、障害者と交流する場を設ける等、障害理解を大きく進めるための取組を行います。</p> | |
| 重点的な取組 6 | ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【個別施策㉔】 |
| <p>「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまち」の実現のため、「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」を進めています。ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等ハード面を促進するとともに、ソフト面についても一層の普及・啓発を推進します。</p> | |



第3章 施策の展開

個別目標1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

基本施策(1) 地域で日常生活を継続するための支援

個別施策① 相談支援の充実

現状と課題

【相談支援とサービス等利用計画】

障害者の相談支援は、本人のニーズの充足とともに、社会、経済、文化活動への参加を具体的に実現させるためのものであり、障害の種別や本人の社会参加や就労及び生活状況によって多種多様な分野に渡っています。

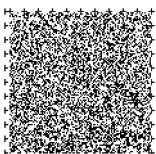
総合的な相談支援を行う中核的な機関である基幹相談支援センター(障害者福祉課内)を中心に、区内の障害者相談支援窓口及び指定特定相談支援事業所と連携をとりながら、相談体制の充実を目指して研修や連絡会を運営してきました。

障害の種別や程度によって、サービスの利用意向や希望する生活の仕方をはっきり意思表示できる方がいる一方、自身では課題の整理や意思表示が難しい方もいます。障害者への相談支援やサービス利用の決定・提供にあたって、支援者は障害者本人の意思決定と選択権を尊重する必要があります。また、相談の個別性に対応するためには、公的制度から区内外のインフォーマルサービスを熟知する専門性と広い守備範囲を備えたコーディネート力が必要です。障害者の相談を有効に進めていくためには、個別具体的なサービスの組み合わせを提案し、本人のエンパワメント及び自立を円滑に進めていくことが求められています。こうした現状から、平成29年4月から、身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」及び精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」に相談支援専門員を増員し、土日にも相談支援事業を実施しています。

基幹相談支援センターと拠点施設との連携を密に行い、重複した障害のある方も複数の拠点施設で対応できることや、拠点施設以外の指定特定相談支援事業所でも相談支援機能を強化するなどの仕組みづくり・人材育成が課題です。

【障害児の相談支援】

心身に障害のある子どもや発達などに心配のある子どもについて、子ども総合センターで保護者からの相談や、子育て相談等を行う他の機関からの紹介を受け、専門相談を行っています。また、発達等に心配のある子どもと家族への支援を行っており、障害児支援利用計画の作成とあわせて、サービス利用時のセルフプラン作成



のために情報提供をしています。そのほか、身近なところでの支援が可能になるよう、保育、教育などそれぞれの部署でも相談を受けています。子どもの発達段階に応じて必要な支援が継続的に提供されていくことが望まれます。

子ども総合センターでは、ペアレントメンター（発達に偏りや遅れのある子どもの子育て経験のある保護者）による相談会を実施しています。

個別施策の方向

【相談支援とサービス等利用計画】

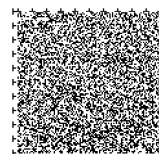
区では、ご本人やその家族の希望する生活やサービスの利用意向に基づき、区の指定を受けた指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支えるためのトータルプランであるサービス等利用計画作成を進めています。また、本人やその家族の急な不調や災害時など、日頃から緊急時における支援策や連絡先を確認できるようクライシスプラン作成の取組を行っています。

サービス等利用計画作成の対象にならない地域生活支援事業（移動支援や障害児等タイムケアなど）のみの利用者や、障害当事者や家族自身でセルフプランを作成してセルフケアマネジメントを行う人たちにとっても、サービス利用の調整ができるよう、サービス利用に向けたわかりやすい仕組みづくりや、事業所との連絡体制を構築していきます。

また、必要な時に相談でき、ライフステージや障害種別によって異なるニーズに沿った対応ができるように、基幹相談支援センターと区立障害者福祉センター、区立障害者生活支援センター、シャロームみなみ風に令和7年度に開設予定の中落合一丁目区有地を活用した障害者施設を加えた4か所の拠点施設が地域生活支援体制の中心となります。シャロームみなみ風では、身体障害・知的障害・精神障害のほか、医療的ケアや強度行動障害等の特性にも対応した専門性を高めるための研修などを行っています。特に福祉サービスの情報の入手が困難な方や必要なサービスを受けていない方に対して、各拠点施設や指定特定相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所が、適切な相談対応・情報提供を行うことができるよう、研修や指導検査等の機会及び障害者自立支援協議会での協議や事例検討、情報共有等を行いながら、支援・啓発していきます。なお、地域生活支援拠点連絡会においては、支援者支援の視点をもって、地域生活支援拠点の専門性を活用し、モニタリング結果の検証を実施していきます。

保健センターでは、精神障害者や難病患者及び家族等に対して、保健・医療・福祉関係機関との連携により相談支援を行うとともに、精神障害者保健福祉手帳や医療費助成の申請時において、障害福祉サービスを含めた社会資源についての案内を行います。特に精神障害者については、セルフプランの作成支援を継続するとともに、特定相談支援事業所へのつなぎの支援も行っていきます。

精神保健福祉連絡協議会や障害者自立支援協議会等を通して、関係機関と顔の見



える関係を構築していくと同時に、区民やサービス提供事業者等に対し、区による相談支援の体制の周知啓発を行っていきます。

【障害児の相談支援】

子ども総合センターは、これまで障害児相談支援事業所の中核として役割を果たしてきましたが、令和7年度を目途に児童発達支援センターへと機能を拡充し、地域の障害児通所支援の中核としての役割を果たしていきます。

また、ペアレントメンターによる相談会については、困っている保護者が気軽に相談できる場となるよう、事業の周知を進めるとともに、利用しやすくなる工夫を引き続き行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者自立支援ネットワーク

子ども総合センターにおける事業

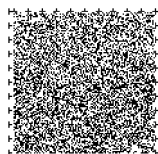
- ・ 発達相談（電話相談/来所相談）
- ・ ペアレントメンター

保健予防課・保健センターにおける事業

- ・ 保健師等による相談・療養支援
- ・ 精神保健福祉連絡協議会
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 障害児相談支援
- ・ 計画相談支援
- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者自立支援協議会



個別施策② 日常生活を支える支援の充実

現状と課題

障害者が地域で生活を維持継続していくためには、個々のニーズに応じた福祉サービスが地域の社会資源として充実していること、そして適切なサービスの利用に向けたきめ細かい継続的な支援が大切です。

多くの方に適切な支援を受けていただけるように、限りある社会資源を有効に活用するためにサービス等利用計画の作成、地域におけるケアマネジメント体制を整備していく必要があります。

個別施策の方向

区では、居宅介護（ホームヘルプ）や日中活動を行う生活介護・就労継続支援B型等の障害福祉サービスや日常生活用具等の地域生活支援事業のサービスについて、障害程度に応じた必要な支援を必要な際に受けられるように、情報提供やサービス調整等の利用支援を充実させ、今後も過不足なくサービスが行き渡るように支援をしていきます。

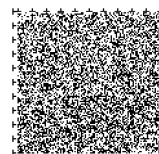
区独自で実施している手当や各種助成・タクシー券の支給等、障害の種別や程度に応じたサービスについても、引き続き適切な支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・心身障害者巡回入浴サービス
- ・心身障害者訪問理美容サービス
- ・寝具乾燥・消毒サービス
- ・紙おむつ等支給（費用助成）
- ・心身障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・生活介護
- ・重度障害者等包括支援 ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
- ・基幹相談支援センター
- ・意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置・遠隔手話通訳等サービス）
- ・日常生活用具（介護訓練支援、自立生活支援、在宅療養等支援、情報・意思疎通支援、排泄管理支援）
- ・住宅設備改善費 ・移動支援 ・地域活動支援センター
- ・心身障害者巡回入浴サービス



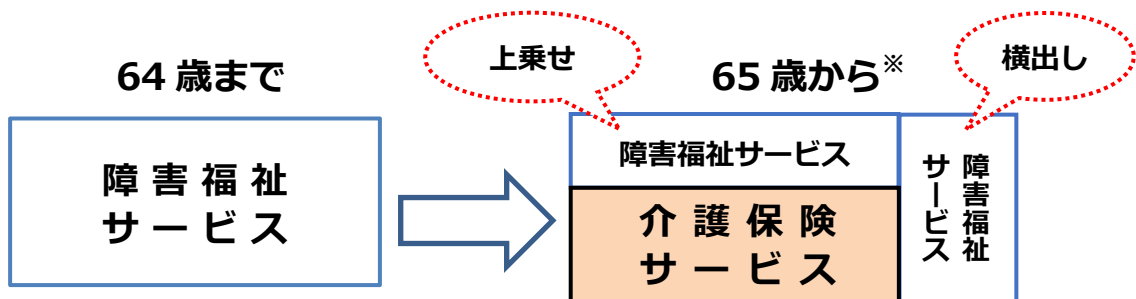
コラム 障害福祉サービスと介護保険サービスとの連携

障害者総合支援法では、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的に相当する介護保険サービスを優先して利用することとなっています。

そのうえで、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉固有のサービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、障害福祉サービスのご利用が可能です。（**横出しサービス**といいます）

また介護保険のケアプラン上において介護保険給付または地域支援事業のみで必要な支援を確保することができないものと認められる場合は障害福祉サービスで足りない分の支給ができます。（**上乘せサービス**といいます）

利用可能な介護保険サービスに係る事業所または施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど利用が困難な場合、介護保険が非該当と判定された場合においても必要な障害福祉サービスのご相談ができます。



※40 歳以上で若年性認知症など、介護保険の特定疾病に該当する介護保険 2 号保険者である障害者を含む

（固有サービス早見表）

【障害福祉固有サービス】

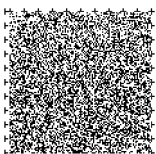
- ・ 重度訪問介護・同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 訓練等給付 ・ 移動支援
- ・ 補装具費（オーダーメイド）等

【介護保険と障害福祉の同等のサービス】

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ・ 短期入所
- ・ 施設入所・生活介護（通所介護）
- ・ 補装具費等（レディメイド）
- ・ 日常生活用具等給付・住宅設備改善 等

【介護保険固有のサービス】

- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 福祉用具レンタル



個別施策③ 保健医療サービスの充実

現状と課題

【障害の原因となる疾病の予防】

糖尿病や高血圧等の生活習慣病は脳梗塞による麻痺や視覚障害、慢性腎不全等による生活障害を引き起こします。生活習慣病の発症予防や重症化予防のために、若い世代から健康な生活習慣づくりに取り組む必要があります。また、HIV 感染症は、早期発見・治療により予後が改善されましたが、依然として、慢性感染症として長期療養を必要とする疾患となっています。感染者はいまだ減少しておらず、特に 20 代、30 代の若年層の感染が最も多く、区の後天性免疫不全症候群（エイズ）による免疫機能障害の障害者手帳所持者数も年々増加しています。若年層への HIV 感染を予防するための普及啓発が必要です。

【こころの健康の相談支援】

区における精神科等への通院医療費公費負担制度（自立支援医療）の受給者や、精神障害者の手帳（精神障害者保健福祉手帳）を持つ人は、年々増加しています。

精神障害者が安定して日常生活を継続するためには、本人への支援だけでなく、周囲の人々の理解を促し社会全体で支えあえるよう啓発するとともに、引き続き相談窓口の周知や相談支援体制を充実させていくことが必要です。

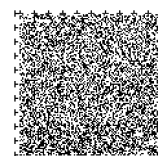
これらの状況を踏まえ、こころの健康を支援する取組として、こころの不調への早期発見・早期相談・早期治療を支援しています。また、未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援）事業や、精神障害者への退院後支援を実施することで、精神障害者が安定して地域で暮らし続けられるような体制を整備しています。

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）や難病患者等を支えるためには、訪問診療や訪問看護、在宅療養機器の手配等の医療面からの支援体制や家族や介護者の介護負担を軽減し、無理なく在宅での介護を継続できるような福祉サービスの充実が求められています。特に障害児の場合、主たる介護者となることが多い母親の精神的・肉体的負担は大きく、仕事を辞めざるを得ない等母親自身のライフスタイルを変えなければならないケースや兄弟姉妹へのケアまで十分に手が回らないといった現状があります。状況に応じた専門的ケアやレスパイトを含めた多様なニーズに対応するため、区では基幹相談支援センターに東京都医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療、保健、保育、教育、福祉等の多職種連携を支援しています。

【療養の環境整備】

難病は進行性で、生活障害を伴いながら長期の療養生活となることも多いため、



適切な療養環境の整備や生活の質が確保されるような支援が必要です。また、HIV感染者・エイズ患者については、長期療養に伴う費用負担の増加や高齢化に伴う合併症の発生リスクの増加という新たな課題が発生しており、長期療養の環境整備が必要となっています。

個別施策の方向

【障害の原因となる疾病の予防】

生活習慣病の予防、早期発見・早期治療や重症化予防のために、正しい知識の普及啓発、健康診査、歯科健康診査、健康相談等を充実します。特に、健康に意識が向きにくい若い世代に向けた知識の普及啓発を積極的に行います。また、HIV感染を予防するための普及啓発を、教育関係機関等と連携して行います。

【こころの健康の相談支援】

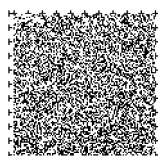
こころの不調の早期発見・早期相談・早期治療に向けて、相談窓口の周知、精神保健相談や保健師等の訪問・面接等による相談支援を実施します。併せて、ライフステージに応じた普及啓発を充実させ、精神障害者本人だけでなく、家族をはじめとする周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛け等の支え合いができるような環境を整備していきます。

また、未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援）事業や精神障害者への退院後支援の実施により、医療、保健、福祉、教育等の各分野が連携しながら、精神障害者が安定して地域で暮らしてつづけられるよう引き続き支援します。さらに、精神障害者を支援する保健・医療・福祉関係機関との連携強化及び資質向上のための研修会等を行い、相談支援体制の強化を図っていきます。

「心の健康」に係る指導については、小学校学習指導要領では体育科保健領域の5年生の授業の中で、「心は年齢とともに発達すること及び心と体には密接な関係があることについて理解できるようにすること及び、不安や悩みなどへの対処について課題を見つけ、それらの解決を目指して知識及び技能を習得したり、解決の方法を考え、判断するとともに、それらを表現したりできるようにすること」が示されています。

また、令和3年度から全面実施された中学校学習指導要領の保健体育科保健分野においては、1年生の授業の中で「心身の機能の発達と心の健康」について小学校での学習を一層深めることとともに、新たにストレスへの対処についての技能の内容が示され、リラクセーションの方法を取り上げてストレスによる心身の負担を軽くするような対処の方法ができるようにすることが示されています。

区立学校では、学習指導要領に示された内容に基づき、保健の教科用図書を活用して適切に「心の健康」についての指導を実施していきます。



【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

本人や家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域における保健・医療分野と福祉分野が連携のもと、相談支援を行います。具体的には、日常的な健康管理や病気の治療が受けられるよう、かかりつけ医・かかりつけ歯科医機能の推進を図ります。また、地域で安心して生活していくために、通所施設やグループホームの職員が適切に医療的ケアを実施できるよう、研修や講習会を継続的に実施し、職員のスキルアップを図っていきます。

【療養の環境整備】

障害者総合支援法や介護保険法等のサービスの利用調整や、関係機関との連携により、難病やエイズ患者等の在宅療養支援を行います。また、難病患者等や家族介護者が、互いに体験や療養についての情報交換する場を設置します。

施策に関する主な事業

【障害の原因となる疾病の予防】

- ・生活習慣病対策：健康診査、歯科健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等
- ・エイズ対策：普及啓発（区内中学校の生徒向け講座、講習会等）、HIV抗体検査・相談事業、療養支援、新宿区 HIV/AIDS 関係機関ネットワーク連絡会

【こころの健康の相談支援】

保健・医療・福祉関係機関との連携

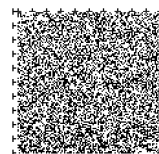
- ・精神保健福祉連絡協議会
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会
- ・障害者自立支援ネットワーク

普及啓発

- ・精神保健講演会
- ・ストレスマネジメント講座（子育て世代、働く世代、シニア世代）
- ・健康教育
- ・ホームページによる普及啓発
- ・区民向けパンフレット『知っておきたい、こころの病気』作成・配布
- ・10歳代向けパンフレット（『気づいて！こころのSOS』、保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレットも併せて作成）
- ・うつ予防リーフレット、若年性認知症啓発リーフレット作成・配布（区民健診案内冊子に掲載）
- ・自殺予防のゲートキーパー養成講座（動画配信）
- ・自殺対策強化月間の取組

相談

- ・保健師等による面接・訪問相談等
- ・精神保健相談（うつ専門相談、依存症専門相談含む）



- ・産後うつ相談 ・親と子の相談室
- ・精神障害者退院後支援
- ・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援
- ・教育センター教育相談室、スクールカウンセラーによる相談
- ・相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー等事業

早期回復・社会復帰支援

- ・デイケア（精神障害者社会復帰支援事業）
- ・精神障害者の家族支援（統合失調症家族教室、家族教室 0B 会）

人材育成

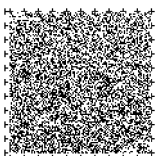
- ・精神保健講演会（支援者向け）

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

- ・在宅医療体制の推進
- ・在宅医療と介護の交流会
- ・在宅医療・介護資源のリスト（マップ）の作成と連携促進
- ・かかりつけ医機能の推進
- ・かかりつけ歯科医機能の推進
- ・障害者施設における歯科保健の推進
- ・在宅歯科医療の推進
- ・薬剤師の在宅医療への連携強化
- ・緊急一時入院病床の確保
- ・摂食嚥下機能支援の推進
- ・訪問看護ステーション連携促進
- ・在宅医療相談窓口
- ・病院職員の訪問看護ステーションでの実習研修

【療養の環境整備】

- ・難病対策：医療費助成（国、都制度）、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業（都制度）、在宅難病患者医療機器貸与者訪問看護事業、療養相談、リハビリ教室、難病講演会、患者・家族支援（しんじゅく難病サロン）、新宿区難病対策地域協議会 等
- ・エイズ対策：地域療養支援事業（新宿区 HIV/AIDS 関係機関連絡会）、支援者向け講演会
- ・小児慢性特定疾病対策：医療費助成（国制度）、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業
- ・在宅重症心身障害児（者）等訪問事業（都制度）
- ・養育医療
- ・精神保健対策：医療費助成（国制度）、支援者向け講演会
- ・小児精神障害者入院医療費助成制度（都制度）
- ・保健師等による相談・療養支援
- ・訪問指導（栄養士、歯科衛生士、理学療法士等）

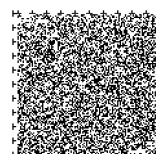


【こころの健康の相談支援】

- ・ 障害者自立支援協議会

【医療的ケアの必要な障害児・障害者の支援】

- ・ 療養介護
- ・ 日常生活用具（在宅療養等支援）



コラム 新宿区の難病患者等支援

難病とは、発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものをいいます。希少な疾病であることに加え、療養期間の終わりが見えづらいため、難病患者の方やそのご家族の方は不安を抱えています。

新宿区では、難病患者の方やそのご家族等が地域で安心して療養生活を送ることができるよう、療養上生じる様々な課題について、専門医による療養相談、保健師による面接、訪問による相談など様々な支援を行っています。

◎保健センターの相談支援

区内に4か所ある保健センターでは、難病医療費等助成の申請時に保健師などによる面接を実施しています。また、療養等に関する相談は随時お受けしています。来所が難しい方には訪問による相談も実施しています。

◎専門医による療養相談や講演会の開催

膠原病や神経難病の専門医を招いての療養相談や、理学療法士によるリハビリ指導を実施しています。また、膠原病、パーキンソン病、消化器難病等がテーマの専門医等による講演会も開催しています。

◎しんじゅく難病サロン

難病患者の方や家族介護者を対象に、お互いの体験や療養について、情報交換したり、気持ちを分かち合う会を年4回開催しています。サロンの内容は交流会のほかに、簡単なストレッチや、音楽療法などのミニプログラムも実施しています。

◎パーキンソン体操教室

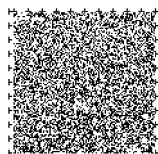
パーキンソン病またはパーキンソン症候群の方を対象に、月に1回、理学療法士や専門職によるリハビリテーションのための運動と、レクリエーションを組み合わせた体操教室を行っています。



◎障害福祉サービス

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々を加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能です。対象となる疾病（難病等）は、令和6年4月1日から369疾病に拡大されます。

この他にも様々な支援を行っています。詳しくは管轄の保健センターへお問い合わせください。



個別施策④ 家族への支援

現状と課題

障害児・障害者を介護している家族の精神的または身体的負担は大きく、「何かあったときに介助を頼める人がいない」「長期的な外出ができない」「就労を継続したい」といった悩みを抱えている方も多くいます。在宅の障害者の介護を行う家族等については、60歳代以上が6割を超えており、介護者の高齢化も大きな課題となっています。一方で、未成年の子どもが親の介護の担い手となっているヤングケアラーについても留意する必要があります。家族の介護力が低下した場合でも、住み慣れたまちで暮らし続けられる仕組みが求められています。引き続き安心して利用できる施設運営に向けた支援を行っていきます。また、18歳以上の障害者を介護している家族が就労を継続するため、通所事業所降所後の夕方から夜間にかけての活動の場が求められています。

【子どもに向けた支援】

障害者が育児を行う際に支援を必要とする場合、ホームヘルパーにより子どもの保育園等への送迎や連絡帳の記入、子どもの食事の世話等の育児支援の利用が可能です。また、子どもが障害者の主たる介護者となっている場合は、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係る負担等に配慮し、居宅介護（家事援助）や重度訪問介護などの障害福祉サービスの支給決定を行っています。

【子ども総合センターでの一時保育】

子ども総合センターでは、3歳以上で就学前の障害のある子ども、発達に遅れのある子どもを対象とした一時保育を実施しています。買い物や通院等の用事だけでなく、家族等の一時休息（レスパイト）のためにも利用できる事業としています。

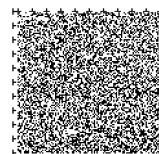
【ショートステイ等】

介護をしている家族の休養や、病気・事故などで一時的に介護を受けられない障害者等を対象として、「短期入所」及び「日中ショートステイ」のサービスがあり、区内には区立施設・民間事業所を合わせて19床あります（令和5年6月現在）。

家族が冠婚葬祭に参加する際や介護者の一時的な休息のための数日間のショートステイ、介護者の入院時等の数週間単位のみドルステイ、入所施設の利用を念頭に置いたロングステイなどさまざまな要望があります。

【レスパイト】

日常生活を送る上で何らかの医療的ケアの必要な障害児・障害者とその家族が、地域で安心して生活していくために、福祉サービス、訪問看護等、医療面からの支援体制の充実が求められています。



区では、訪問看護師を居宅に派遣し、一定時間家族等に代わって重症心身障害児等へ医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族等の一時休息（レスパイト）やリフレッシュのほか就労支援及び就労活動支援を図る重症心身障害児等在宅レスパイトサービス等を実施しています。

個別施策の方向

区立施設としては、区立障害者福祉センター・区立新宿生活実習所・区立あゆみの家において、緊急対応を含めてショートステイを計6床（身体・知的・児童）、区立障害者生活支援センターにおいて2床（精神）を整備しています。さらに、区立あゆみの家では土曜の日中一時支援として土曜ケアサポート事業を行っています。

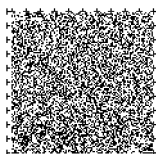
民間事業所としては、身体障害者及び身体・知的の重複障害者を対象とする入所支援施設「新宿けやき園」や知的障害者及び知的・身体の重複障害者を対象とする「シャロームみなみ風」があります。これらの入所支援施設に対しては、一定の医療的ケアを必要とする障害者の方の短期入所等も受け入れることができるように、看護師や支援員の増員等に対する補助を行っています。今後も安心して利用できる施設運営に向けた支援を引き続き実施していきます。また、「東京四谷さんさんハウス」では利用対象を小・中学生中心としており、障害児のニーズにも対応しています。

ショートステイ等に関するさまざまな要望に対し、他区や都外の施設も含め、広域的に対応していきます。加えてグループホーム建設の計画がある時には、ショートステイも併設するように事業者に働きかけを行っています。さらに、新宿生活実習所の新施設においては、ショートステイの定員を緊急枠を含め3床から4床に拡充します。また、払方町国有地を活用した障害者施設で2床、中落合一丁目区有地を活用した障害者施設では緊急枠を含め3床、計5床のショートステイを新設します。

夕方から夜間にかけての活動の場については、障害者福祉事業所開設の相談が区に寄せられた際にはニーズを伝え、事業実施を働きかけていきます。

施策に関する主な事業

- ・在宅重度心身障害者介護人休養制度
- ・重症心身障害児等在宅レスパイトサービス
- ・区立障害者福祉センターの管理運営
- ・区立新宿生活実習所の管理運営
- ・区立障害者生活支援センターの管理運営
- ・区立あゆみの家の管理運営
- ・障害幼児一時保育
- ・新宿区障害者支援施設事業運営費補助



- ・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 短期入所 ・ 障害者福祉活動事業助成
- ・ 日中一時支援（日中ショートステイ、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア）

コラム きょうだい児・ヤングケアラーへの支援

障害児・障害者の支援とともに、家族への支援も欠かせません。特に近年は「きょうだい児」や「ヤングケアラー」といった子どもたちについて取り上げられることが多くなっています。

◎きょうだい児

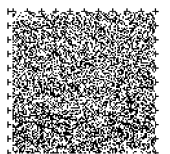
障害のある子の兄弟姉妹は、当事者団体等では「きょうだい児」と呼ぶことがあります。令和4年度に実施した障害者生活実態調査によると、児童(18歳未満)の保護者の22.5%が「きょうだい児の世話が十分にできない」と回答しました。

きょうだい児のため、障害のある子の短期入所や在宅レスパイト等のサービスの利用を通じて、家族が穏やかな時間を過ごせるような支援を提供することが大切です。また、障害のことや将来について相談できる機会や、同じ悩みを抱える仲間と話し合える場として、「全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会」（略称：全国きょうだいの会）など、きょうだい児の当事者団体なども相談先のひとつになります。

◎ヤングケアラー

障害や病気のある家族を介助・介護している人（ケアラー）のうち、親や祖父母、あるいは兄弟姉妹を介助・介護など、通常は大人が負うと想定されるようなケアをしている子どもを「ヤングケアラー」と呼ぶことがあります。令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学6年生・大学3年生を、それぞれ対象にした厚生労働省の調査では、世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学6年生で6.5%、中学2年生で5.7%、高校2年生で4.1%、大学3年生で6.2%でした。

ヤングケアラーへの支援として、ネグレクトや心理的虐待に至っている場合がないか、就学や就職等に困難を抱えていないか等、子ども総合センター・子ども家庭支援センターが相談窓口となり、学校や福祉関係者等と連携して対応しています。



個別施策⑤ 経済的自立への支援

現状と課題

障害者に対する経済的支援は、国の所得保障政策等により各種年金や手当等が支給され、東京都や新宿区でも独自の手当等の支給を行っています。

また、就労支援事業等を充実させ、障害者の生活基盤を支え、経済的な自立を支援していくことが必要となっています。

個別施策の方向

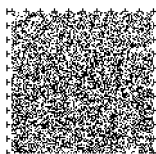
就労等を希望する障害者に対しては、就労移行支援や新宿区勤労者・仕事支援センターの実施する障害者就労支援事業等により支援を行っていきます。今後も平成25年度に定めた「新宿区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針」に基づき、障害者の経済的自立を促進するため、障害者就労支援施設からの物品等の調達を推進します。

施策に関する主な事業

- ・障害基礎年金
- ・心身障害者福祉手当
- ・重度心身障害者手当
- ・特別障害者手当
- ・障害児福祉手当
- ・心身障害者医療費助成
- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援



基本施策（2） サービスの質の向上のための支援

個別施策⑥ 利用者支援と苦情相談の充実

現状と課題

障害福祉サービス提供事業者は、その時々に応じた必要な手続きを踏まえて、サービス利用者への適切な支援を行う必要があります。

利用者の求める支援内容と、事業者が提供するサービス内容との間に隔たりがあり、事業者への申し出では解決しない場合や、直接相談ができない場合などには、苦情相談窓口の整備などの問題解決の仕組みが必要になります。

個別施策の方向

福祉サービスの利用について、利用者側とサービス提供事業者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者の人権と意思の尊重とサービスの質の向上を図ります。集団指導や相談支援事業所連絡会を定期的開催し、苦情への対応や解決に向けた取組について情報共有し、福祉サービスの質の向上につなげます。

サービス利用に関する苦情相談は一般的に、以下のような段階が設定されています。

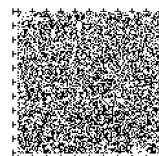
- (ア) サービス利用者がサービス提供事業者に直接苦情や要望を伝える段階
- (イ) (ア) の段階の対応で不満が残った場合や、サービス提供事業者に直接話すことが難しいという場合に区に相談する段階
- (ウ) 都の福祉サービス運営適正化委員会（東京都社会福祉協議会に設置）が相談を受け付ける段階

区では主に（ア）と（イ）に対応し、利用者やその家族等から、事業者による福祉サービスの提供に関する苦情の受付窓口となり、内容を確認するとともに、事業者に対しても適切に指導していきます。

また、サービス内容が適正であるかどうかの評価を受け、評価を公表する制度である福祉サービス第三者評価については、利用者が事業者を選択する際の一つの指標として機能しています。区では、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審が普及するよう、今後とも支援を行っていきます。

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター



個別施策⑦ サービスを担う人材の確保・育成

現状と課題

生産年齢人口は減少傾向にある一方で、福祉サービスを必要とする方が増加に向かっていきます。障害者福祉を含む福祉・介護の業界全体で、人材不足が継続しており、人材の確保や育成・定着は重要課題になっています。

将来に向けた人材づくりに資するため、多くの人に障害者福祉の仕事に関心や興味を持ってもらえるように、仕事の魅力ややりがいを情報発信し、就職を具体的にイメージできる現場体験会等のきっかけづくりを検討する必要があります。

一方、サービス提供事業者が行う介護や支援には、障害種別や状況に対応した福祉サービスの提供が求められています。多種多様な事業所が参入してくる中、サービスの質の向上とサービスを提供する側の人材育成・資質の向上や職場への定着が求められています。

特に重度・重症の障害者の通所施設においては、利用者の障害のさらなる重度化や高齢化が進んでいることに加え、医療的ケアの必要な特別支援学校卒業生も増加傾向にあります。このため、これらの施設において、医療的ケアに関する職員のスキルアップに取り組み、受入れ態勢の強化を図ることが求められています。

個別施策の方向

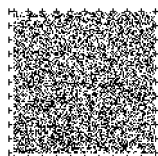
障害者の人権と意思の尊重に配慮し、ニーズに沿ったサービス等利用計画の作成とその質の向上のため、区は基幹相談支援センターによる研修と、地域生活支援体制整備の一環としてのシャロームみなみ風への委託による研修を実施しています。

基幹相談支援センターによる研修では、利用者本位の福祉サービスの提供が行えるよう、相談支援専門員を対象とした研修や、施設職員や居宅介護事業所のヘルパー等のサービス提供技術の向上のための事例検討やセミナー等の研修を行っています。

シャロームみなみ風での研修では、区内の障害福祉サービス事業所の人材育成を支援し、さまざまな障害や支援に関する正しい知識の普及など、障害者福祉に関わる支援者の育成・資質の向上を進め、併せてメンタルヘルスにも留意した取組等により職場への定着を図っていきます。

また、医療的ケアの必要な方の介護者等の知識及び技術の向上をめざすために、「障害者医療的ケア体制支援事業」を実施しています。本事業において、区立あゆみの家やシャロームみなみ風で、介護職員による医療的ケアの実施のための研修を実施し、医療的ケアの必要な特定の利用者に研修を受けた介護職員が対応できるようになりました。

今後も、継続的に研修や講習会を実施し、職員のスキルアップを図っていきます。

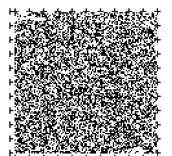


施策に関する主な事業

- ・ 障害者医療的ケア体制支援事業
- ・ 障害者自立支援ネットワーク

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者自立支援協議会



個別施策⑧ 事業者への支援・指導の充実

現状と課題

障害者が安心してサービスを利用するためには、サービスの提供主体である障害福祉サービス事業者等が法令を遵守し、本人の意思決定に配慮しつつ、適正なサービスを提供する必要があります。

適正な事業運営やサービスの質を確保するため、障害福祉サービス事業者等に対し、指導検査を引き続き実施していく必要があります。なお、これらの事業を運営する社会福祉法人については、社会福祉法に基づき、法人運営に関する指導検査との連携が必要となります。また、介護保険法に基づく事業を併せて行う障害福祉サービス事業者に対しては、介護保険法に基づく指導検査と障害者総合支援法等に基づく指導検査の連携が必要となります。

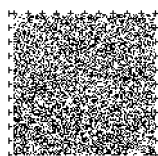
障害福祉サービス事業者等がサービスの質の向上を図るには、経営基盤の安定も不可欠です。新宿区は都内でも不動産賃料の高い地域にあたり、事業所の家賃が運営の負担になることがあります。

個別施策の方向

サービスの利用について、利用者側とサービス提供事業者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者の人権と意思の尊重とサービスの質の向上を図ります。

障害福祉サービス事業者等の適正な事業運営や利用者の人権の擁護、虐待の防止等、サービスの質の確保を図るため、定期的・計画的に指導検査を実施していきます。区が指導監督権限を有する社会福祉法人が障害福祉サービス事業等を行う場合、法人運営に関する指導検査と障害福祉サービス事業等に係る指導検査の連携を図ることにより、適正な法人運営と障害者福祉事業の運営を指導していきます。また、介護保険法に基づく指導検査と連携を図りながら、障害福祉サービス事業者等に対する指導検査を行っていきます。

加えて、適切な運営を行っている生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の日中活動系事業所（株式会社の運営を除く）に対して運営費補助を行い、継続して安定した経営が図られるようバックアップしていきます。

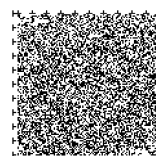


施策に関する主な事業

- ・ 障害者就労支援施設事業運営助成
- ・ 指定障害福祉サービス事業等指導検査事務
- ・ 社会福祉法人認可及び指導検査等事務
- ・ 障害者自立支援ネットワーク

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者自立支援協議会



基本施策（3） 地域ネットワークの構築

個別施策⑨ 地域生活支援体制の推進

重点的な取組

現状と課題

【地域生活支援拠点】

平成 29 年度に区は、基幹相談支援センターと区内 3 か所の拠点施設による地域生活支援体制を面的に整備しました。

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核となり、障害福祉の諸制度や障害福祉サービス、サービス等利用計画の作成や相談など、障害者の相談支援に関する業務を総合的に行っています。

身体障害者の拠点「区立障害者福祉センター」、知的障害者の拠点「シャロームみなみ風」及び精神障害者の拠点「区立障害者生活支援センター」では、それぞれの専門性を発揮した相談支援等のほか、緊急時の受入れ体制や体験の機会・場の提供等の支援を行います。また、基幹相談支援センターが稼働していない土曜日や日曜日なども稼働し、日中活動サービスに加え、短期入所を併設するとともに、計画相談支援も行っています。

【相談支援体制の強化】

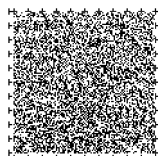
障害者生活実態調査の結果によると、区役所などに気軽に相談するために「どんな相談にも対応できる相談窓口」や「専門性の高い相談」に対する要望が多くなっています。地域で安心して暮らしていくために「相談支援体制の充実」に関するニーズも一定数あるため、相談支援体制の一層の強化が求められています。

個別施策の方向

【地域生活支援拠点】

基幹相談支援センターを中心に拠点施設及び他の区内の指定特定相談支援事業所とも連携し、協働してサービス等利用計画作成の円滑な推進を図るとともに、ケアマネジメントによる、障害者の多様な生活ニーズに対応できる相談窓口全体の質の向上を目指します。

また、各拠点施設では、在宅生活の障害者や施設入所者のみならず、家族に対する地域生活支援体制の拠点としての役割を担う必要があります。例えば、地域で生活する障害者が、家族の高齢化等により主な介護者の存在や、安心して暮らせる家などの生活基盤を失うことがあります。本人の状況が大きく変わった時なども、各拠点施設が一時保護機能や相談支援機能を活かし、短期入所の利用やサービスの組み替え、在宅サービスの利用に向けた調整を行うなど、家族が担ってきた役割を引



き継ぎ、地域での生活を継続するための支援を行うなどの役割を果たします。

今後は、区内3か所の拠点施設に加え、令和7年度に開設予定の中落合一丁目区有地を活用した障害者施設を加えた4か所で新たな拠点を整備し、機能の充実を図っていきます。その一環として、同施設における相談支援事業では、365日24時間の相談体制を確保し、緊急時の短期入所の受付や利用調整を行っていきます。

【相談支援体制の強化】

相談支援体制を強化するために、区内の地域生活支援拠点施設に相談支援専門員を配置し、区役所閉庁時の土日の相談対応や、サービス等利用計画の作成を促進しています。また、シャロームみなみ風に研修コーディネーターを配置し、区内事業所向けの研修等を実施することにより、人材の育成及び区内事業所全体のサービス水準の向上、標準化を図っています。事業所職員のスキルアップとともに、関係機関同士の相互の交流を通じた日常的に顔の見える関係を築くことで、利用者支援の向上を図っていきます。

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

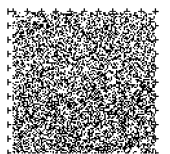
・短期入所 ・計画相談支援 ・相談支援 ・基幹相談支援センター

【地域生活支援拠点とは】

障害児・障害者の重度化・高齢化や親亡き後等を見据え、

- ①相談（地域移行、親元からの自立等）
- ②体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ③緊急時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ④専門性（人材の確保・養成、連携等）
- ⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

の5つの機能を強化し、障害児・障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことで。



個別施策⑩ 地域の社会資源ネットワーク化と有効活用

現状と課題

基幹相談支援センターと区内3か所の拠点施設は、地域生活支援拠点として様々な機能や役割がありますが、それに加え、地域に点在する障害福祉サービス事業所、保健センター、医療機関、人的資源等の社会資源と有機的に結びつくことが必要です。

区では自立支援ネットワークとして、地域生活支援拠点連絡会、進路対策連絡会、医療的ケア児等支援関係機関連絡会、相談支援事業所連絡会、高次脳機能障害者支援連絡会、身体・知的相談員連絡会、ピアカウンセラー懇談会及び各種研修事業（障害者ホームヘルパー研修、障害者ケアマネジメント研修、職員相互研修）を実施しています。また、平成29年4月からシャロームみなみ風に委託した研修事業や障害者自立支援協議会とも連携し、障害福祉サービス事業者の人材育成も念頭に置いた総合的なネットワーク作りを進めています。

個別施策の方向

多様なサービスを必要とする障害者の対応については当事者の意向を確認の上、個人情報保護に十分留意しつつ関係機関でのケース会議を実施し、障害者団体、地域住民等の幅広い支援者の連携により支援を行っていきます。

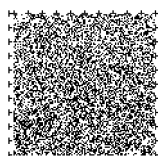
ライフステージに対応した切れ目のない支援の提供をめざし、障害者の地域生活を支える療育、保育、教育、就労、日中活動など分野別のネットワークを積極的に活用していきます。

施策に関する主な事業

- ・障害者自立支援ネットワーク
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・計画相談支援
- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者自立支援協議会



個別目標 2 障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策 (1) 子どもの発達に即した支援の充実

個別施策① 障害等の早期発見・早期支援

現状と課題

子どもの発達に関する支援は、保健センター、子ども総合センター、保育園、子ども園、幼稚園など複数の機関が行っています。障害の早期発見については、保健センターの乳幼児健診や相談が主な窓口となり、その後の療育機関の指導につながっています。他にも子ども総合センターで相談を受けるケースや身近な保育園・子ども園や幼稚園などの日常の場が発見や相談の窓口になる事も多くなっています。

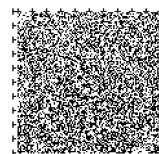
今後もこうした窓口の多様性を維持しながら、連携を強化し、適切に療育や学校教育へとつながる相談体制の充実を図る必要があります。

個別施策の方向

保健センターでは、各種健診や相談、健康教育、保健師による訪問・面接等を通して、疾病の予防や障害等の早期発見に努めるとともに、医療や専門相談機関との連携を強化し、障害や発達に心配がある子どもへの支援を行っていきます。

子ども総合センターでは、子どもの発達に応じた必要な支援が受けられるように、さまざまな子育て支援の場面において適確な知識を持った職員・支援者によるアドバイスや、保護者が子どもの障害や発達支援の必要性を受容できる環境づくりをさらに進めます。発達検査などの評価を基に、子どもの発達の状況を保護者と確認し、保護者の気持ちに寄り添いながら支援を進めていきます。

また、重度の難聴の子どもの保護者は、障害者福祉の制度で補聴器の購入費の支給を受けることができますが、障害者福祉の制度の対象外となる中等度の難聴の子どもに対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入費用の一部を保護者に助成します。



施策に関する主な事業

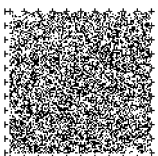
- ・補装具費の支給（購入・修理）
- ・中等度難聴児発達支援事業

各保健センターにおける事業

- ・すくすく赤ちゃん訪問事業
- ・3～4か月児健診、6か月児・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
- ・乳幼児経過観察健診　・心理相談、育児相談　・すこやか子ども発達相談
- ・もぐもぐごっくん歯科相談
- ・1歳6か月児向け、3歳児向けパンフレット（『ちょっと気になる』は子どもを理解するチャンス）
- ・乳幼児健診時における ICT 利用に関する啓発

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・児童発達支援　・障害児相談支援　・相談支援



個別施策⑫ 乳幼児期の子育てに関する相談の充実

現状と課題

子どもの発達には個人差があるため、保護者や周囲の人の理解を進め、障害や発達に心配がある子どもを早期から支援ができるよう、乳幼児健診や育児相談、心理相談等を実施しています。子ども総合センターではペアレントメンター（発達障害児の子育て経験のある保護者）による相談会を実施しています。

支援の必要性が高いと思われる家庭であっても、保護者の気づき等の遅れや、サービスに関する情報不足等から相談やサービスにつながっていないという事例もあり、事業の周知とともに、利用しやすいサービスの構築が必要となっています。

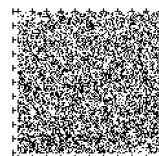
個別施策の方向

保健センターでは、乳幼児の保護者が集う事業や機会を利用して、各種健診や子育てに関する相談の案内等を行い、関係機関につなげていきます。例えば必要に応じて医療機関や専門機関での相談が受けられるように、保健師・栄養士・歯科衛生士による訪問・面接等を実施し、各機関と連携しながら支援を行います。また、多動や自閉傾向など発達上の問題やその心配のある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師による専門相談を実施し、必要に応じて医療機関や療育機関等につなげる支援を継続します。

保育園・子ども園では、支援の必要性が高いと思われる在園児の保護者に対して、面談などの機会を捉え、保護者の気づきを促すとともに、支援を受けられる関係機関の情報提供や紹介を、引き続き必要に応じ、行います。また、保育園・子ども園に在園していない未就園児親子に対しても、園庭を開放する交流事業などを実施することにより、子育てに関する情報提供や相談機関の紹介を続けていきます。

幼稚園では、就園前の児童・保護者の交流の場を設けたり、園児と交流できる園庭解放の実施などにより、幼稚園教職員に相談しやすい環境を作っていきます。

子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館では子育てに関する子どもと家庭の総合相談や講座を実施するなど、相談の充実を図ります。また、子ども総合センターでは相談員が、保護者からの連絡により自宅を訪問する子育て訪問相談を実施しています。発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談・支援を保健センター、保育園、子ども園、幼稚園等と連携しながら進めていきます。



施策に関する主な事業

各保健センター・健康づくり課における事業

- ・すくすく赤ちゃん訪問事業
- ・3～4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
- ・乳幼児経過観察健診　　・心理相談、育児相談　　・すこやか子ども発達相談
- ・保健師による保健相談

学校運営課における事業

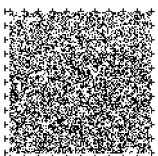
- ・地域に開かれた幼稚園事業　　・新宿区立幼稚園　つどいのへや事業
- ・子ども総合センター発達支援コーナー（あいあい）との個別交流保育

子ども総合センターにおける事業

- ・子どもと家庭の総合相談　　・幼児サークル　　・子育て講座
- ・子育て訪問相談
- ・発達相談（電話相談/来所相談）
- ・発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）
- ・障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・児童発達支援　　・障害児相談支援　　・相談支援



基本施策（2） 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実

個別施策⑬ 乳幼児期の支援体制の充実

現状と課題

【集団保育における発達への支援】

発達に心配がある子どもが保育園・子ども園・幼稚園等における集団生活の中で、自己肯定感をもって成長できるよう、専門的な助言を受けながら、保育士・幼稚園教諭が教育・保育を行っています。

障害・疾病等により保育園や子ども園での集団保育が著しく困難な、個別の保育を必要とする子どもに対しては、子ども・子育て支援法に基づいた居宅訪問型保育事業による保育を実施しています。

発達に心配がある子どもが幼稚園に通園するときも集団生活の中で自己肯定感をもって成長できるような環境の設定が必要です。子ども一人ひとりにとって適切な教育のために、幼稚園教諭への専門的な助言等を行っています。

また、子ども総合センター発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、保育園などに通園し、集団場面での適応が難しい子どもや、保護者の就労などで通所での療育を利用できずにいる子どもに対し、保育園、子ども園、幼稚園に訪問支援員が外向き、集団場面の中で支援を提供する保育所等訪問支援事業を実施しています。

【医療的ケア児への支援】

医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期入院をした後、人工呼吸器等を使用し、たんの吸引などの医療的ケアの必要な障害児が増加しています。医療的ケアがあっても利用できる児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援等の児童通所サービスも充実してきました。

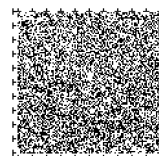
また、「あいあい」では、医療的ケアを必要とする子どもが児童発達支援(療育)を受けることができるようにするため、看護師によるケアを実施しています。医療的ケアを必要とする子どもの中で、児童発達支援への通所が難しい子どもについては、在宅児等訪問支援を実施しています。

区立の保育園・子ども園及び幼稚園では、医療的ケアを必要とする子どもを保育するため、看護師を配置しケアを実施しています。

個別施策の方向

【集団保育における発達への支援】

保育園・子ども園・幼稚園等では、集団保育が可能な障害のある子どもや特別に配慮が必要な子どもに対し、教育・保育を行っていきます。



保育園・子ども園等では保育士等が、専門的知識を有する巡回保育相談員の助言を受けながら、一人ひとりの子どもの育ちに合わせて保育内容を考えます。また、こうした保育を実施できるよう、必要に応じて職員を加配しています。

巡回保育相談員のほか、保育に精通した職員による巡回サポートチームを編成し、障害のある子どもや特別な配慮が必要な子どもに対する保育への不安や疑問等に応え、保育士等を支援していきます。

保育園・子ども園等の保育士等を対象に、理論研修及び事例検討等の研修を実施しています。引き続き、研修を実施することにより、保育士等の障害に対する理解や支援技術の向上を図り、より良い保育環境の整備を進めます。

幼稚園では、必要に応じて介護員を配置しており、資質の向上や教員と連携した保育を行うために研修を実施しています。また、心理士等専門家による巡回相談の助言を受けて子どもの育ちに合わせた指導計画を作成するとともに、子ども総合センターなどの関係機関との連携を図ることで、就学へ向けた支援を行っていきます。

【医療的ケア児への支援】

子ども総合センターでは、医療的ケアの必要な子どもについて、集団の中での療育が可能となるように、子どもの状況に応じて看護師によるケアを実施していきます。

また、在宅児等訪問支援事業を実施し、児童発達支援に通うことの難しい子どもとその家族を支援していきます。

また、平成30年度に設置した「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」において、区の関係部署・教育関係者・保健医療関係の担当者及び障害福祉関係事業所の担当者が出席し、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議を実施しています。同連絡会には令和元年度から医療的ケア児等コーディネーターを配置しており、医療的ケア児等の支援を総合的に調整しています。

今後も学識経験者や医師等の外部講師を招いた講演や多職種協働など、情報共有を実施し、連絡会の質的向上を図ります。

施策に関する主な事業

【集団保育における発達への支援】

子ども総合センターによる事業

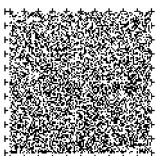
- ・保育所等訪問支援

保育指導課における事業

- ・障害児等巡回保育相談（保育園・子ども園等）
- ・巡回サポートチーム事業
- ・保育園・子ども園等保育指導研修

学校運営課における事業

- ・巡回相談（幼稚園）
- ・心理士による保護者相談



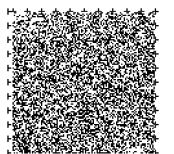
【医療的ケア児への支援】

子ども総合センターによる事業

- ・在宅児等訪問支援、障害幼児一時保育

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・児童発達支援
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・障害児相談支援
- ・相談支援



個別施策⑭ 学齢期の支援体制の充実

現状と課題

【就学前後の一貫した支援】

特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことが求められています。その支援がライフステージの節目ごとに途切れるのではなく、教育、保健・福祉、医療等が連携し、一貫性のある支援を行うことが重要です。長期的な視点に立って一貫性のある支援を進めるため「就学支援シート」や「個別の教育支援計画」等の作成の取組を行うなど、教育委員会を中心に各機関が連携を図っています。

子ども総合センター発達支援コーナー（愛称「あいあい」）等の児童発達支援事業所では、個別支援計画を作成し支援を提供しています。作成した個別支援計画は、子どもが在籍する保育園、子ども園、幼稚園、学校に、保護者の同意を得て情報提供するように努めています。また、就園、就学の時期に、移行先の園、学校へ個別支援計画を情報提供しています。

【就学相談】

児童・生徒の心身の状態や発達段階、障害の特性等に応じて適切な教育を受けることができるよう、教育委員会における就学相談があります。発達や障害の状況は様々であることから、相談体制を更に充実することが期待されています。

【保護者への情報提供】

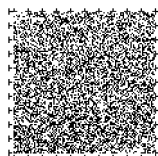
保護者を対象に、教育支援課と連携し、入学に関する情報提供や相談をできる機会を設定しています。

【不安や悩み相談】

教育委員会により臨床心理士等の専門相談員が保護者や子どもについての不安や悩みに応じ、面接による相談や電話による相談が実施されています。また、面接や電話で相談が難しい場合は、インターネットによる相談も実施されています。今後も、教育相談の充実や推進が望まれます。

【まなびの教室・特別支援教育推進員】

教育委員会による各学校・幼稚園への専門家の巡回相談、小・中学校への特別支援教育推進員の派遣や全小・中学校での特別支援教室「まなびの教室」の設置により、一人ひとりの教育的ニーズに応える学校指導体制の充実が図られ、発達障害等のある児童・生徒が在籍校で指導を受けることができます。今後も適切な指導及び必要な支援が大切です。



【ことば・きこえの支援】

教育委員会において、区内在住の幼児及び小・中学校の児童・生徒で、「ことば」や「きこえ」に心配がある子どもに対し、専門の言語聴覚士などが面接および指導を行っています。

相談件数の増加に伴い、令和 4 年度から面接および指導に対応できる枠を増やしました。今後も、指導の充実を図っていきます。

個別施策の方向

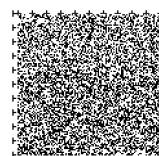
教育委員会において、これからも学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、特別な支援を要する児童・生徒などに対する適切な指導や必要な支援について指導・助言を行います。

また、障害の状態や発達特性等から教育的ニーズが高まっており、きめ細やかな支援を必要とする対象児童・生徒が増えているため、特別支援教育における相談員・推進員等の専門職の充実を図るほか、全小・中学校に設置した「まなびの教室」での指導の充実を図ります。

さらに、「障害者差別解消法」により合理的配慮が求められており、障害理解に関する理解啓発を広く行います。

施策に関する主な事業

- ・特別支援教育の推進



コラム 新宿区が進める特別支援教育

特別支援学校小学部・中学部

視覚障害
聴覚障害
知的障害
肢体不自由
病弱

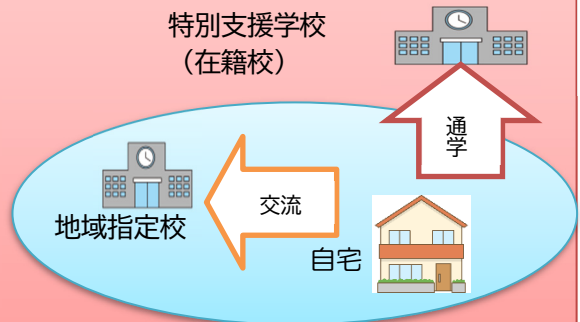
区立新宿養護学校
都立特別支援学校
国立特別支援学校
私立特別支援学校

区立新宿養護学校は、都内で唯一の区立特別支援学校（肢体不自由）です。
一人ひとりの子どもの成長に合わせた学習や、スクールバスによる送迎、医療的ケア児の対応を行っています。
また、副籍交流も行っています。

○副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が居住する地域の公立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

新宿養護学校や中野特別支援学校等の児童・生徒が地域の学校の授業に参加する等、交流の機会を持っています。



小学校・中学校

特別支援学級

知的障害
病弱

知的障害

愛日小学校（若竹学級）
東戸山小学校（若草学級）
花園小学校（新苑学級）
落合第二小学校（若葉学級）
柏木小学校（柏葉学級）

病弱

余丁町小学校（わかまつ学級）

知的障害

四谷中学校（新苑学級）
西新宿中学校（E組）
新宿中学校（若草学級）

まなびの教室 （特別支援教室）

通常の学級で学ぶ、知的な遅れのない自閉症・情緒障害・学習障害・注意欠陥多動性障害のある児童・生徒が、普段は在籍学級（通常の学級）で学習しながら、週に1回程度、巡回指導教員から課題に応じた個別の指導を受けます。

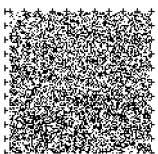
小学校 平成28年度より、全小学校に開設しています。

中学校 令和元年度より、全中学校に開設しています。

★就学支援シート

幼稚園・保育園・子ども園・療育機関の協力を得て、生活の様子や大切にしていることを小学校に引き継ぐツールです。

保護者の希望により作成し、小学校に提出します。



区では、障害や発達状況に応じた、きめ細かな教育を推進するとともに、学校、児童、生徒等、個々の実情に応じた適切な教育的支援の充実を図っています。

◎発達障害等のある児童・生徒への支援

- ・全小学校に平成28年度に特別支援教室（「まなびの教室」）※を開設しました。従前の通級指導学級方式（生徒が通級指導学級設置校に通う）から、特別支援教室方式（専任の教員が在籍校を訪問し指導する）に変更したもので、在籍する学級との連携がスムーズになり、支援が充実するほか、児童・生徒の移動の負担が軽減され、出席できない授業に遅れることについての不安も少なくなります。保護者や教員の発達障害等に関する理解が進み、「まなびの教室」を利用する児童が年々増加しています。今後も支援のあり方について、様々な視点から検証を行い、一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を強化していきます。
- ・中学校についても、令和元年度から全校にまなびの教室を開設し、支援の強化を図っています。
- ・特別支援教室（「まなびの教室」）の充実に加えて、通常の学級内指導体制を充実するために、特別支援教育推進員を配置しています。担任や特別支援教室担当教員と連携して、支援方法を共有することによって、児童・生徒が通常の学級で適応できる支援の充実を図っています。
- ・学識経験者や心理職等の専門家が各学校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言しています。

◎個に応じた支援の充実

- ・就学支援シートの活用や、個別指導計画の作成、保健・医療・福祉等の連携による個別の教育支援計画等に基づき、特別な支援を要する子ども一人ひとりのニーズに応じた教育的支援を行っています。
- ・就学支援委員会の所見と異なる学級等に在籍した児童・生徒については入学後も特別支援教育相談員によるフォローアップを行っています。

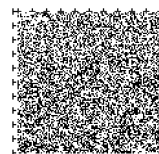
◎交流及び共同学習の推進

- ・障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を行っています。



※特別支援教室（「まなびの教室」）

…通常の学級で学習に概ね参加できるものの、情緒障害や発達障害（学習障害、注意欠陥多動性障害等）のため特別な指導を必要とする児童・生徒を利用対象とする教室。このような特別支援教室のことを新宿区は「まなびの教室」とよんでいます。



個別施策⑮ 放課後支援等の日中活動の充実

現状と課題

【放課後等支援】

子ども総合センターでは放課後等の支援として、小学生を対象とする「放課後子どもひろば」や、乳幼児期から高校生までを対象とする児童館等で、障害のある子どもも安心して利用できるような環境づくりを進めています。

【放課後等デイサービス】

児童福祉法に基づく障害児を対象とした放課後等デイサービスは、多様な主体により設置され、利用する子どもも増加しています。障害者手帳を所持していない発達障害のある子どもを含む、児童・生徒に対する生活能力の向上や発達段階への支援の役割が期待されています。

【障害児等タイムケア】

区は独自に障害児等タイムケアを地域生活支援事業の日中一時支援に位置付けています。障害児等タイムケア事業所「まいペース」では、障害のある子ども（小中高校生）を対象に、主に放課後の時間帯や学校の長期休業時を通じて社会生活のマナー習得や友人関係の構築及び家族の就労支援やレスパイトを行っています。

個別施策の方向

【放課後等支援】

障害等のある子どもの児童館や「放課後子どもひろば」等の利用を促進する環境づくりを引き続き進めていきます。

地域の子ども等との活動を通じて、同世代の子ども同士の交流を促進します。また、学童クラブに在籍する障害等がある小学生へ対応するため、障害児対応職員を配置するとともに、巡回指導や職場研修等を実施します。

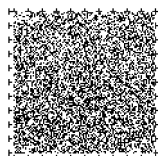
新宿養護学校においても「放課後子どもひろば」を行うことで、新宿養護学校に通う肢体不自由児の放課後活動の充実を図っていきます。

【放課後等デイサービス】

放課後等デイサービスの事業所の情報収集、利用方法への情報提供に努め、事業所への指導も適切に行っていきます。

【障害児等タイムケア】

障害児等タイムケア事業所「まいペース」を運営している事業者に対し、サービスの質の向上や、安定した運営のために補助を継続します。

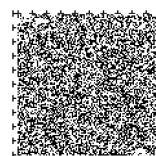


施策に関する主な事業

- ・学童クラブ
- ・放課後子どもひろば

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・放課後等デイサービス
- ・日中一時支援（障害児等タイムケア）



個別施策⑯ 療育・保育・教育・福祉・保健施策の連携

現状と課題

医療的ケア児を含む障害児について、従来から保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関において専門性をもとに支援を行ってきました。「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」を通して、就学前・就学中・卒業後と切れ目のない支援が可能になるよう連携が必要です。

個別施策の方向

医療的ケア児の支援について、引き続き「医療的ケア児等支援関係機関連絡会」にて連携を行っていきます。

また、子どもの支援等に関する状況の把握及び関係機関相互のより効果的な連携を行うため、「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」を設置しています。このネットワークは、発達支援部会・※こども家庭センター予防的支援部会・子ども学校サポート部会・若者自立支援部会・事例検討部会により構成されています。支援が必要な子どもや家庭に対しては、各部会で随時サポートチーム会議を開催し、情報と認識を共有するとともに、支援策と役割分担を協議し、連携して対応していきます。

施策に関する主な事業

子ども総合センターによる事業

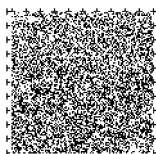
「新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」の運営

- ・代表者会議
- ・発達支援部会
- ・※こども家庭センター予防的支援部会
- ・子ども学校サポート部会
- ・若者自立支援部会
- ・事例検討部会
- ・サポートチーム会議
- ・研修会

※令和6年4月設置

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・障害児相談支援
- ・計画相談支援
- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター



現状と課題

相談支援に関する調査結果で「18歳未満の方と保護者の方」からの回答では「専門性の高い相談」に対する要望が最も高くなっています。区では子ども総合センターや保健センター、教育センター教育相談室が専門性を発揮した相談を受け付けています。

個別施策の方向

子ども総合センターは、児童コーナーや学童クラブも併設された開かれた児童施設であり、区民の誰もが気軽に相談できる環境にあります。発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談を行い、必要に応じて発達検査等を実施します。集団指導、理学療法士（PT）・言語聴覚士（ST）・作業療法士（OT）・心理指導員（公認心理師等）による個別指導、家族への支援の充実を図り、専門性の高い相談を行っていきます。今後は、令和6年度の児童福祉法改正の内容を踏まえ、令和7年度を目途に

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達・家族支援機能
- ②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）
- ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能を有する児童発達支援センターに機能拡充していきます。

子どもの将来を見越しながら、発達や障害の状況等に応じて、一人ひとりの子どもが適切な教育を受け、可能性を最大限に伸ばさせることができるように、就学時だけでなく、就学後も保護者が気軽に相談できるよう就学相談による支援の充実が求められます。

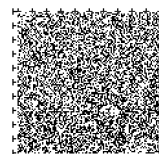
施策に関する主な事業

子ども総合センターにおける事業

- ・発達相談（電話相談/来所相談）
- ・発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）

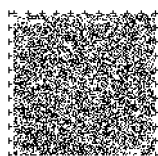
教育支援課における事業

- ・就学相談



第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・障害児相談支援
- ・計画相談支援



コラム 障害のある子どもの専門相談

◇子ども総合センター

| | |
|----------|---|
| 相談のしかた | 電話や来所（家族や保護者など不安に思う方より） 関係機関からの紹介 |
| 予約 | 面談のみ必要 |
| 相談内容 | ・子どもの障害や発達についてのご相談 ・障害児サービス等の利用についてのご相談 など |
| 対象となる方 | 0歳～18歳までのお子さん（保護者） |
| アピールポイント | 公認心理師等が行う発達検査・知能検査の評価をもとに、お子さんへの関わり方を保護者の方と一緒に考えます。また、相談の内容によって、理学療法士等の専門職による観察を行い、発達を促す具体的な関わり方をアドバイスする等、お子様の発達を促しながら、保護者の方を支援します。 |

◇保健センター ①すこやか子ども発達相談 ②幼児相談

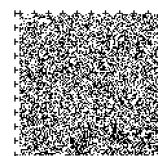
| | |
|----------|---|
| 相談のしかた | ①②担当保健センターを通して予約（電話などでまずは保健センターへ相談） |
| 予約 | ①②必要（担当保健センターを通して予約） |
| 相談内容 | ①発達上の心配がある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師が、見立てや発達を促す生活上のアドバイスを行います。 ②発達上の心配がある乳幼児に対して、臨床心理士等が、見立てや発達を促す生活上のアドバイス、保護者への支援を行います。 |
| 対象となる方 | ①②乳幼児（0歳～6歳）と保護者 |
| アピールポイント | ①保健センターの地区担当保健師は、小児科医師の見立てを踏まえて、医療や療育が必要のある方に対して、医療機関や療育機関等と連携し、適切な養育環境を整え、発達を促すように支援します。 ②相談専用の部屋で、子どもの遊びを観察しながら（保健師等が子どもを見守る）、保護者は安心して相談することができます。地区担当保健師は、相談の結果を踏まえ、保護者の気持ちに寄り添いながら、必要に応じて医療機関や療育機関などと連携していきます。 |

※その他の専門相談

- ◎在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援事業
 - ◎保健師による相談支援
 - ◎もぐもぐごっくん歯科相談事業
 - ◎問い合わせ：保健センター
 - かかりつけ歯科医機能の推進事業
 - 在宅医療相談窓口
 - 問い合わせ：健康づくり課
- それぞれに相談方法などが異なります。詳しくはお問い合わせください。

◇教育委員会

| | |
|----------|---|
| 相談のしかた | 教育支援課特別支援教育係に連絡 |
| 予約 | 必要 |
| 相談内容 | お子さんにとってより適切な教育の場（就学先）を一緒に考えていきます。面接や発達検査、医師面接、在籍園等での行動観察を行い、就学支援委員会で総合的に検討します。 |
| 対象となる方 | 翌年度就学予定の新小学1年生から中学生まで |
| アピールポイント | 専門の相談員が、保護者や本人の意向を十分にお聞きしながら、心理学的・医学的・教育的な観点から相談を行います。 |



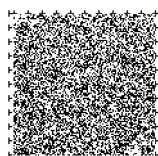
コラム 子ども総合センターの役割等

新宿区立子ども総合センターは「総合的な子育て支援施設」として、平成 23 年に開設しました。

児童発達支援センター機能、子ども家庭支援センター機能、学童クラブ機能等を 1 か所に集め、有機的連携を図ることにより、各事業を一体的に運営しています。

新宿区立子ども総合センター

| 障害児等への支援 | 子どもと家庭の 総合相談 虐待防止への対応 | 子ども・親子の居場所 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○発達相談・サービス利用相談 ○児童発達支援・放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○在宅児等訪問支援 ○障害幼児一時保育 ○ペアレントメンター | <ul style="list-style-type: none"> ○子育て相談 ○サービス利用相談 ○虐待通報への対応 (調査・児童の現認) ○東京都児童相談センターとの連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○親と子のひろば (乳幼児スペース) ○ひろば型一時保育 ○児童コーナー ○学童クラブ |
| <p>上記のほか、区内の子育て支援施設の総合調整や、地域の子育て支援事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区内子育て支援施設の総合調整 児童館・児童コーナー（20 か所）、学童クラブ（33 か所）、放課後子どもひろば（30 か所）、子ども家庭支援センター（4 か所） ○地域の子育て支援 子育て訪問相談、産前産後支援、ショートステイ、トワイライトステイ、ファミリーサポート、ホームスタート、プレイパーク活動の推進、落合三世代交流事業、ジュニアリーダーの育成、思春期の子育て支援事業、青少年活動推進委員会（体験活動や情報誌の発行）、新宿子育てメッセの開催、子育て支援者養成講座、ベビーシッター利用支援（一時預かり支援） | | |



個別施策⑱ 学校教育修了後の進路の確保

現状と課題

学校教育修了後の進路の選択肢を確保するため、日中活動の場を充実させる必要があります。特に重度の知的障害者・身体障害者が通所する生活介護事業の定員確保が課題となっています。また、区内では、就労継続支援 B 型、生活介護だけではなく、自立訓練や就労移行支援等の日中活動の事業所も多様な形態により実施されており、今後は、個人個人の希望や能力等に合わせた多様な進路先の開拓も必要です。

障害者雇用促進法に基づく法定雇用率引き上げなどにより、特別支援学校卒業後に一般就労する人数は、増加傾向にあります。企業実習、就労の開始、就労の安定した継続等の個別的なきめ細かな支援が、出身校及び障害者就労支援事業等によって提供される必要があります。

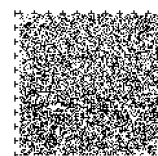
個別施策の方向

毎年行っている、特別支援学校の在籍状況調査を今後も継続し、その結果を事業所、学校、区の担当者により構成されている「進路対策連絡会」で確認していきます。

就労だけでなく、就労継続支援 B 型、生活介護、自立訓練、就労移行支援等の多様な日中活動の場の充実と就労支援事業の実施等により、学校教育修了後の進路の選択肢を確保するとともに、複数の機関を活用して就労への支援を進めていきます。新宿生活実習所の新施設においては生活介護の定員を拡充するほか、障害者福祉センターの多機能型事業所の定員を変更し、生活介護の定員の拡充を行います。また、令和 7 年度に開設予定の中落合一丁目区有地を活用した障害者施設の整備では、生活介護を新たに実施し、日中活動の場をさらに充実させていきます。

第 3 期障害児福祉計画・第 7 期障害福祉計画に基づく事業

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援



個別目標 3 地域サービスの充実・地域生活への移行の推進

基本施策 (1) 地域で生活するための基盤整備

個別施策⑱ 日中活動の充実

現状と課題

【重度化・高齢化に対応した日中活動】

障害者の障害の重度化・重複化や高齢化に対応する日中活動の場が求められています。障害者がその人らしく充実した地域生活を送る上で、日中活動の場の充実が必要ですが、加齢などによる心身の変化に伴い、利用している日中活動の従来のサービス内容が、次第にそぐわなくなるケースがあります。具体的には、軽作業が中心の「就労継続支援 B 型」というサービスを提供する事業所に長年通所していた知的障害のある方が、加齢とともに作業に集中して取り組むことが困難になったり、身体障害や精神障害といった別の障害を併発し、排泄や食事など身の介助や通所時の移動に関しても支援が必要な状況になったりするケースです。

【障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスの場】

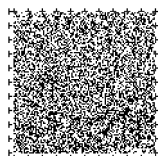
精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等、医療的ケアを必要とする障害児・障害者など、障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスの場が求められています。必要な情報の提供や専門的な相談窓口への紹介等が課題となっています。

個別施策の方向

【重度化・高齢化に対応した日中活動】

現在、社会福祉法人や株式会社などの様々な運営主体が就労継続支援や生活介護などの日中活動を行う事業所を運営しており、提供されるサービスも多様化しています。加齢に伴い体力や集中力が低下し、生活面でより多くの介助が必要になったような場合にも、長年通い慣れた場所で安心して過ごせるように、同じ施設内で「就労継続支援 B 型」から「生活介護」に移行できるよう、「生活介護」の定員拡充などにより、既存の施設を活かしながら日中活動の場を充実させていきます。

これからも丁寧な相談等により個々の状況やニーズに合った事業所利用につながる支援を行うとともに、事業者への研修会を通じサービス提供者の技術や知識の向上の支援や情報共有を行い、地域で孤立しない生活を送るために、提供サービスの質の向上を図ります。



【障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスの場】

精神障害者や発達障害者や高次脳機能障害者に対応した日中活動については、区内外において、就労移行支援、自立訓練、就労継続支援 B 型等の事業所がそれぞれに異なるサービスを提供しています。

高次脳機能障害者の社会参加の場として、区立障害者福祉センターで当事者グループ支援を週 1 回実施しています。このほか、高次脳機能障害者支援連絡会を開催し、医療機関や各相談機関と連携し、専門的な相談支援や社会資源の把握に努めていきます。

難病患者等や重度障害者へ日中活動で医療的ケアを提供できるよう、区立あゆみの家の体制を強化していきます。

また、「ふれあい・いきいきサロン」は、外出機会の少ない障害者、高齢者、子育て中の方など、地域に住む誰もが参加できる区民による居場所づくりの活動です。

地域包括ケアの推進をめざし、ささえあいの仕組みづくりを進めるために、「ふれあい・いきいきサロン」の普及啓発、立ち上げや運営の支援を、新宿区社会福祉協議会が行っています。

今後は、サロンの活動状況を把握し、普及啓発を強化して、生活支援体制整備事業と一体的に、障害があっても安心して過ごせる地域の居場所確保を進めていきます。

施策に関する主な事業

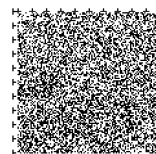
- ・区立障害者福祉センターの管理運営
- ・区立あゆみの家の管理運営
- ・区立新宿福祉作業所の管理運営
- ・区立高田馬場福祉作業所の管理運営
- ・区立新宿生活実習所の管理運営
- ・区立障害者生活支援センターの管理運営
- ・高次脳機能障害者支援事業
- ・牛込保健センター等複合施設の建替え

新宿区社会福祉協議会による事業

- ・ふれあい・いきいきサロン

第 3 期障害児福祉計画・第 7 期障害福祉計画に基づく事業

- ・生活介護
- ・自立訓練（機能訓練）
- ・自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援 A 型
- ・就労継続支援 B 型
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援
- ・地域活動支援センター



個別施策⑳ 住まいの場の充実

現状と課題

【住まいの場の充実】

家族の介護を受けながら在宅生活を送ってきた障害者にとっては、本人や家族の高齢化等により、主に介護をしてくれる者の存在や、安心して暮らせる家など地域で生活するための生活基盤を失うことがあり、これまでと同じ生活の継続ができなくなる恐れがあります。

個別的なニーズに応じ、居宅介護や通所系施設を利用した日中活動、移動支援など適切な在宅サービスを組み合わせて自宅での一人暮らしを継続したり、グループホームや24時間の支援の整った施設に入所したりといった選択肢が確保されていることが必要です。特に、単身生活が困難な障害者にとっては地域で生活し続けられるよう、グループホームを整備することが求められています。

一方、障害者や高齢者等の住宅確保要配慮者の住まい確保が困難な状況です。障害者や高齢者等の条件に適う民間賃貸住宅の空き物件が少ないなか、単身高齢者の孤独死などに対する家主の不安があることが理由です。

【精神障害者の地域生活への移行】

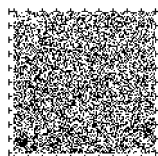
精神障害者が円滑に地域生活に移行するには、住まいの場の整備と併せて、自宅での生活を支える幅広い支援を充実していくことが必要となります。グループホームや病院等から居宅生活に移行する方を支援するため、平成30年度に障害福祉サービスの一つとして自立生活援助が創設されました。このサービスの利用者の多くは精神障害者となっており、精神障害者が地域生活に移行するためには、定期的な訪問等による相談や情報提供等が必要です。しかし、未だサービスに関する認知度が低く、提供できる事業者が少ないため、今後も区民等への周知や体制整備を行っていく必要があります。

個別施策の方向

【住まいの場の充実】

在宅での生活が困難になった方や入所施設等から地域移行を望む方の受け皿として、グループホームの重要性が高まっていることから、設置を促進していきます。区有地や国、公有地については、グループホーム設置への活用を具体的に検討します。令和7年度には払方町国有地を活用した障害者施設及び中落合一丁目区有地を活用した障害者施設でグループホームを新設します。

民有地についても、区から所有者を紹介する等、事業者の整備計画の具体化に向け、必要な情報を提供していきます。建設にあたっては費用補助を継続し、設置に向けて事業者を支援します。なお、住まいの確保の一環としては、自宅の改修や賃



貸住宅への入居等の要望にも応じられるように居住サポート事業による支援を行っています。

また、障害者や高齢者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、以下の取組を行います。

- ・ 民間賃貸住宅の賃貸借契約に必要とされる保証委託契約を締結したとき及び保証委託契約を継続した（最長 10 年間）ときに支払った保証料の一部を助成します。
- ・ 家主が単身高齢者に貸しやすい仕組みとして、入居受け入れに伴う家主の不安を取り除くため、死亡発生時の残存家財整理費用等を補償する保険料の一部を助成します。（最長 10 年間）
- ・ 居住する民間賃貸住宅の取り壊し等に伴う立退きで転居を余儀なくされたときに、区内転居に要する引越し費用と家賃差額の一部を助成し、住み替え居住継続を支援します。
- ・ 区内不動産業団体から派遣された住宅相談員が空き物件情報の提供を行う住み替え相談によるサポートを継続します。

【精神障害者の地域生活への移行】

精神障害者が円滑に地域生活に移行できるよう、自立生活援助のサービスの周知、利用促進、事業所の整備を図ります。あわせて、区内の精神障害者を対象としたグループホーム及び身体障害者、精神障害者を対象とした福祉ホームの運営事業者に対し、運営助成等の支援を継続し、安定した施設運営を図ります。

一方、居住サポート事業として、アパート探し等住まいの相談支援を行う 4 所の地域活動支援センターの運営事業者に対し、運営補助を継続して行っています。区立障害者福祉センターにおいても、居住サポート事業として、住居探し等の相談支援を継続して行っています。

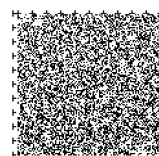
また、住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、区の事業の一つとして住宅改修費を給付していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者グループホームの設置促進

住宅課による事業

- ・ 高齢者等入居支援
- ・ 住宅相談
- ・ 住み替え居住継続支援
- ・ 区営住宅の管理運営



【住まいの場の充実】

- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・身体障害者福祉ホーム ・精神障害者福祉ホーム

【精神障害者の地域生活への移行】

- ・居住サポート ・住宅設備改善費

コラム グループホームなどが開設されます

◎グループホームの類型

本計画期間には、障害者の住まいの場の充実の一つとして払方町国有地及び中落合一丁目区有地の二つの公有地を活用したグループホームが整備される予定です。

グループホームの主な類型には、介護サービスの提供を運営事業者が自ら行う「介護サービス包括型グループホーム」と、介護サービスを外部の居宅介護事業所に委託する「外部サービス支援型グループホーム」がありますが、平成30年度より居住者の障害の重度化、高齢化に対応できる新たな類型として「日中サービス支援型グループホーム」が創設されました。

この「日中サービス支援型」グループホームは重度化・高齢化に対応するため、日中を含めた支援員の配置など常時の支援体制を確保することを基本としており、払方町国有地のグループホームはこの類型になります（中落合一丁目区有地のグループホームは「介護サービス包括型」グループホーム）。

このほか、共同生活を営むというグループホームの趣旨は踏まえながらも、一人暮らしに近い形で暮らしたいというニーズに応えた「サテライト型住居」（本体のグループホームから一定範囲の距離にあるマンションやアパートの一室を利用）等、居住者のニーズや状況を踏まえた選択ができる仕組みができています。

◎整備予定の施設紹介①（払方町国有地）

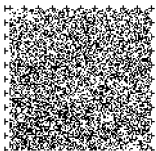
【障害者と高齢者グループホーム等の複合施設】

払方町国有地を活用した整備を予定している施設は、知的障害者を主な対象とする障害者グループホーム・短期入所と認知症高齢者グループホーム等との複合施設です。

このうち、障害者グループホームは新宿区内では初の「日中サービス支援型」グループホームになります。

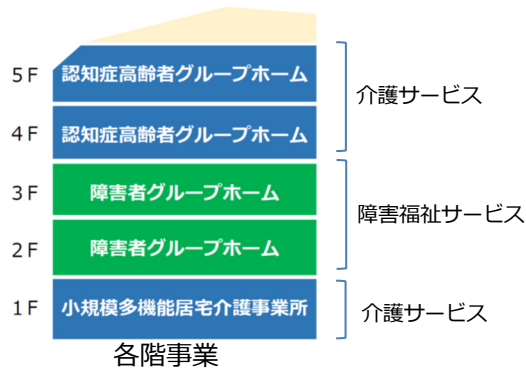
【事業概要】

- (1) 障害者グループホーム（定員20人）
- (2) 障害者短期入所（定員2人）
- (3) 認知症高齢者グループホーム（定員18人）
- (4) 小規模多機能型居宅介護（定員 登録29人、通い15人、宿泊9人）



【施設の特徴】

新宿区初の「日中サービス支援型」グループホームとして、住まいの場であるグループホームの特性は従来通り維持しつつ、高齢者施設との複合的な運営また定員 20 人というスケールメリットを生かした障害の重度化・高齢化への対応を行っていきます。



完成予想イメージ

◎整備予定の施設紹介②（中落合一丁目区有地）

【地域活動支援拠点の一角を担う施設】

中落合一丁目区有地を活用した整備を予定している施設は、障害者グループホーム・短期入所のほか生活介護や相談支援事業を行う本体施設と、敷地の庭園部分を中心に地域住民が利用できる地域交流事業を行う別棟からなります。

このうち、本体施設の相談支援事業は地域生活支援拠点の面的な体制の一部として整備し、365日24時間の相談体制を確保し、緊急時の短期入所の受付・調整を行う予定です。

【事業概要】

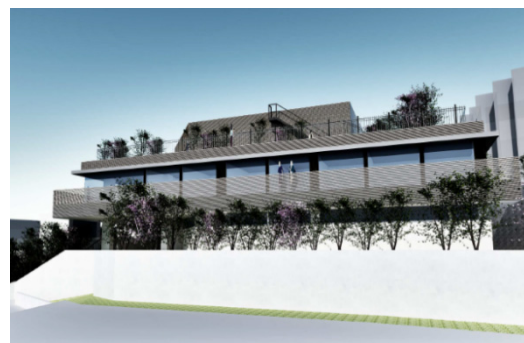
- (1) 障害者グループホーム（定員 17 人※知的障害者 12 人、肢体不自由者 5 人）
- (2) 障害者短期入所（定員 3 人）
- (3) 生活介護（定員 20 人）
- (4) 相談支援、地域交流事業（ギャラリーカフェ）

【施設の特徴】

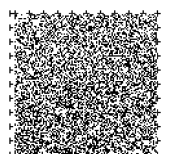
地域に開かれた施設として本体施設とは別棟の地域交流棟を整備します。地域交流棟はギャラリーカフェとして、障害や多様性をテーマにした企画展や利用者や近隣住民の交流・憩いの場を提供します。



各階事業（本体施設）



完成予想イメージ



個別施策② 入所支援施設等の支援

現状と課題

区内の入所施設では、入所しながら週末は自宅に一時帰宅する事や、それまでの地域との繋がりを絶やすことなく地域で生活を行う事ができます。また、入所施設には、入所者のみならず地域の障害者や家族の支援という役割も期待されています。

シャロームみなみ風は、知的障害者及び知的・身体の重複障害者を対象とした障害者支援施設として運営されています。日中活動サービスとして生活介護及び自立訓練、就労継続支援B型を実施し、短期入所を併設すると共に、計画相談支援も行っています。

区立障害者生活支援センターは、精神障害者に対応した生活訓練の施設として地域生活支援拠点施設の役割も担っています。この2つの拠点は、平成29年度から相談支援専門員を増員することで、区役所閉庁時の土日の相談対応や、サービス等利用計画の作成を促進しています。

また、新宿けやき園は、身体障害者及び身体・知的の重複障害者を対象として運営されています。日中活動サービスとして生活介護を実施すると共に、短期入所を併設しています。

個別施策の方向

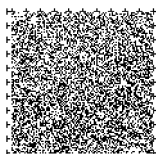
医療的ケアの必要な障害者を受け入れるため、新宿けやき園及びシャロームみなみ風の運営事業者に対し、看護師の配置や、安定した施設運営及び支援体制の向上のため、運営助成を行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・新宿区障害者支援施設事業運営費補助

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・施設入所支援



基本施策（2） 地域生活移行への支援

個別施策② 施設からの地域生活移行の支援

現状と課題

地域生活への移行にあたっては、退所後の生活について、障害者本人の意向を尊重しながら支援していくことが重要です。長期にわたる施設入所により、既に家族や住まいが区内にないなど、以前暮らしていた地域との関わりが希薄になっている場合もあります。障害者生活実態調査において、施設に入所している方の多くは、「現在の施設で生活したい」と希望している一方、「施設を退所して、必要に応じてサービスを利用しながら区内で生活したい。」と希望している方もいました。希望者一人ひとりにとって地域移行が希望を満たすものであり、かつ適切な居住生活等が保障されるように条件を整える必要があります。

地域生活に円滑に移行できるよう、障害者総合支援法に基づくサービス「地域移行支援」「地域定着支援」に加え、平成30年4月からは、「自立生活援助」が創設され、地域生活を支援する仕組みも増えてきています。

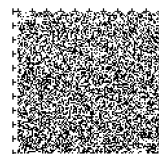
アパート探しやグループホームといった住まいの確保を始め、地域活動支援センター等の日中活動の場の確保等、地域生活を支える福祉サービスの充実を進めていく必要があります。

個別施策の方向

住まいの場として、グループホームの整備を進めるとともに、日中活動の場の確保が重要です。そのために、地域活動支援センター等に対し、補助を継続するとともに、障害者本人の状況に合わせ、多様化している社会資源（日中活動の場や余暇活動の支援、経済的な補償、インフォーマルな支援等）を有効に組み合わせて、サービス等利用計画も活用し、支援を提供していきます。また、地域生活へ移行したい希望のある方については、円滑に地域生活に移行できるよう、施設内外の支援者の連携を行っていきます。

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居宅介護
- ・ 自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
- ・ 共同生活援助（グループホーム）
- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 居住サポート
- ・ 身体障害者福祉ホーム



現状と課題

精神障害者の地域移行については、医療機関との連携を積極的に図り、退院支援を推進しているところです。平成30年3月には、国より「地方自治体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が発出され、措置入院患者への退院支援についても自治体が積極的に取り組んでいく方針が示されました。退院支援においては、入院中からの退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った地域移行支援、地域生活を支えるサービスの提供、居住の場の確保を含む高齢の精神障害者に対する支援など、関係部署が連携し、組織横断的に取り組むことが求められています。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築し、地域で精神障害者が生活を継続できるよう、区立障害者生活支援センターは、区内における精神障害者支援の中核的役割を担っています。宿泊型自立訓練や短期入所事業もそのひとつです。また、24時間365日、電話による相談支援を行い、地域生活における不安の解消等を図っています。

一方、精神障害者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくためには、地域における精神障害に関する理解が進んでいくことが必要です。

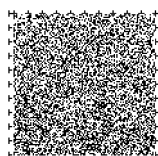
個別施策の方向

精神障害者については、これまで以上に退院支援及び地域での安定した生活の支援が重要であるため、入院中の早い段階から退院に向けた地域移行支援を行うなどの相談支援の充実と、医療機関や高齢者等支援の関係機関との連携強化を図っていきます。

措置入院患者については、国及び都のガイドラインに基づき、本人の意向に沿った形で退院後の医療や福祉サービスにつなげられるよう支援していきます。退院後は、地域での生活が安定的に継続できるよう、保健師等による訪問・面接等による相談支援についても引き続き行っていきます。

精神障害者の医療及び福祉サービスの継続を支援し、病状変化時に早期に対応できるよう、指定特定相談支援事業所、訪問看護ステーション等、関係機関とのさらなる連携強化を図ります。また、未治療・治療中断等の精神障害者に対するアウトリーチ支援事業を引き続き実施するなど、精神障害者が安定して地域で暮らし続けられるよう、より一層支援を進めていきます。

特に長期入院していた精神障害者等に対して、生活能力を身につけるための生活訓練等を行うことは退院促進を図る上で重要な取組です。区立障害者生活支援センターでは、精神障害者を対象とした自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練等を行うと共に、精神障害者の地域生活支援拠点として、地域生活への移行の促進や相談



事業の充実を図っていきます。

また、精神障害に対する正しい知識の普及啓発を図ることで、本人だけでなく家族を始めとする周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛けをする等、社会全体での支えあい出来る偏見や差別のない地域をめざします。

施策に関する主な事業

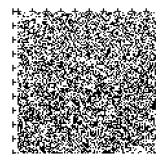
- ・区立障害者生活支援センターの管理運営

保健予防課・保健センターにおける事業

- ・精神保健福祉連絡協議会
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る課題検討会
- ・精神保健相談（うつ専門相談、依存症専門相談含む）
- ・保健師等による面接・訪問相談等
- ・精神障害者退院後支援
- ・未治療・治療中断等の精神障害者に対する訪問支援（アウトリーチ支援事業）
- ・デイケア（精神障害者社会復帰支援事業）
- ・精神保健講演会
- ・区民向けパンフレット『知っておきたい、こころの病気』作成・配布
- ・10歳代向けパンフレット『気づいて！こころのSOS』作成・配布（保護者向けリーフレット、教職員向けリーフレットも併せて作成）
- ・うつ予防リーフレット、若年性認知症啓発リーフレット作成・配布（区民健診案内冊子に掲載）

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練
- ・短期入所
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援
- ・自立生活援助
- ・精神障害者福祉ホーム
- ・居住サポート
- ・障害者自立支援協議会



個別目標 4 多様な就労支援

基本施策 (1) 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実

個別施策②④ 就労支援の充実

重点的な取組

現状と課題

自立した社会生活を送るうえで、就労は大きな要素です。就労は経済的な面ばかりでなく社会参加を図るという意義もあります。障害者の就労意欲の高まりと、企業における障害者雇用に対する理解が進むにつれ、企業も障害者雇用率達成に向けた取組を強化し、就職に至った人が増えています。

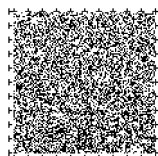
民間企業における障害者の法定雇用率は令和3年3月には2.2%から2.3%まで引き上げられました。今後は令和6年4月に2.5%、令和8年7月には2.7%への引き上げが予定されており、障害者の一般就労に必要な社会的条件の整備が求められています。

また、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、本人の希望や能力に沿ったよりきめ細かい支援を提供することが求められており、今後新たに障害福祉サービスの一つとして就労選択支援が創設されます。

個別施策の方向

就労のための支援を必要とされる障害者の方は、増加傾向にあります。区は新宿区勤労者・仕事支援センターが担う障害者就労支援事業として、職業相談から就労準備支援、就職活動の支援、職場実習の支援、就職後の定着支援など、一般企業等で就労するために必要となる一体的な支援を行います。また、障害者のための就職準備フェアや未就業者と就業者との交流会の開催などにより、障害者の就労に向けたイメージづくりや働く意欲の向上を図ります。このほか、特別支援学校等と区内就労支援施設や新宿区勤労者・仕事支援センター等の関係機関による「進路対策連絡会」等の開催を通じ、関係機関と区との連携を強化し、卒業後のスムーズな就労支援の実施を図ります。

民間企業に対しては、国の障害者雇用施策や企業支援策の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた仕事の創出等への取組を働きかけていきます。さらに、障害者雇用を実施している企業に対して、障害者受入に関する相談や、職場の障害理解促進の働きかけを行い、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを進めます。

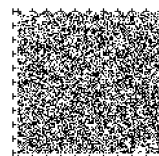


施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援



コラム 障害者雇用促進法と法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ることを目的とした法律です。

一定規模以上の事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務付け、雇用率未達成事業主からは雇用率に満たない人数に応じて障害者雇用納付金を徴収し、雇用率達成事業主には雇用率を超えて雇用した人数に応じて障害者雇用調整金を支給します。なお、障害者の法定雇用率については、以下のように順次引き上げられています。

| 事業主区分 | 法定雇用率 | | |
|----------------|-----------|----------|-------------|
| | R6.3.31まで | R6.4.1以降 | R8.7.1以降 |
| 民間企業 | 2.3% | 2.5% | 2.7% |
| 国、地方公共団体、特殊法人等 | 2.6% | 2.8% | 3.0% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.5% | 2.7% | 2.9% |

※ 一定の要件を満たした特例子会社による雇用率算定の特例あり

◎対象となる事業主の範囲が拡大（令和6年4月1日以降）

以下のように変わります。

| | R6.3.31まで | R6.4.1以降 | R8.7.1以降 |
|----------|-----------|----------|----------------|
| 対象事業主の範囲 | 43.5人以上 | 40.0人以上 | 37.5人以上 |

また、その事業主には以下の義務があります。

- ・ 八口一ワークへの障害者雇用状況（毎年6月1日時点）の報告義務
- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」選任の努力義務

◎障害者雇用における障害者の算定方法の変更

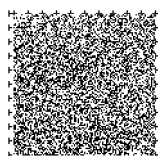
- ▶ 精神障害者の算定特例の延長（令和5年4月以降）
週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間に関係なく、1カウントとして算定できるようになりました。
- ▶ 一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定（令和6年4月以降）
週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者及び重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できるようになります。

◎民間の事業主に対する措置（令和6年4月以降）

雇入れやその雇用継続に関する相談支援、加齢に伴う課題に対応する助成金が創設されます。また、既存の障害者雇用関係の助成金が拡充されます。

◎その他（令和7年4月以降）

障害者の就業が一般的に困難であると認められ、雇用義務が軽減されている業種についても、雇用が進むよう見直されます。



個別施策② 施設における就労支援の充実

現状と課題

区は障害者優先調達推進法に基づき、障害者の自立した生活に資するため、平成26年に「新宿区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針」を策定しました。方針に基づき毎年度目標を掲げ、障害者就労支援施設等への安定的な発注や、発注件数の増加に努めています。

利用者は、就労支援事業所をその特徴や強みに合わせて選択できるようになってきました。

就労移行支援事業所や就労継続支援 A 型事業所は、企業での就労に比較的近い場として、株式会社や NPO 法人などにより運営されています。また、就労継続支援 B 型事業所は、企業での就労が困難な障害者にとって、生活支援を受けながら就労に向けてスキルを高める福祉的就労の場となり、多様な就労形態の一つとして、大きな役割を果たしています。

福祉作業所等の就労継続支援事業所は、清掃、封入・封緘作業、製造、販売等、様々な仕事を利用者の状況に応じて分担し、工賃向上と作業を通じた社会参加に努めています。今後は提供サービス内容や質の向上が求められています。

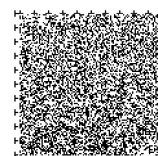
新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターでは、企業や区から受注した仕事の配分または施設と発注元間の仲介や契約支援などを通じて障害者就労支援施設等への様々な支援を行っており、各施設の工賃向上を目指す受注センターの役割は重要かつ多様化しています。

受注センターは、平成29年度より開始した「新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク」の事務局の役割を通して、各施設の自主製品の共同販売や販路開拓、養蜂等自主事業の構築、講習会等の情報交流等に取り組み、各施設の工賃や連携力の向上、職員の意欲喚起を果たしています。

個別施策の方向

区の調達方針に基づく目標を達成していくため、障害者就労支援施設等の受注の機会を確保するとともに、新宿区勤労者・仕事支援センターと障害者就労支援施設等が連携を強化し、障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図り、障害者就労支援施設等の経営基盤の安定と障害者の自立を促進していきます。障害者就労支援施設等への仕事の配分、または仲介業務や助言・相談等を行う際は、施設ごとに個別の事情に配慮し、安定した作業が可能になるようきめ細かい支援を行っていきます。ネットワーク事業で得た施設の意欲や連携の向上を原動力にして、求心力が高いネットワーク運営に努め、区内施設を支援していきます。

また、今後は受注活動の促進だけでなく、事業所間のネットワーク化による自主製品の開発や、品質向上、販売促進に向けた講習会の開催など、事業所商品の品質



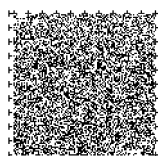
向上や周知促進に向けて取り組んでいきます。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援



基本施策（2） 安心して働き続けられるための支援

個別施策②⑥ 就労の継続及び復職等の支援の強化

現状と課題

就労を希望する障害者が就職するため、もしくは在職中の障害者が仕事を継続するために、職場、ハローワーク、障害者就労支援施設、グループホーム、特別支援学校、保健センター、相談支援事業所、新宿区勤労者・仕事支援センター等関係機関が連携し、支援のネットワークを構築する必要があります。また、障害者が就職し職場定着するためには、就労支援だけでなく、生活リズムの確立や健康管理、権利擁護など生活面からの支援も必要です。安定的な就労の継続を支援するため、平成30年4月から新たに障害福祉サービスの一つとして就労定着支援が創設されました。個別の支援においては、地域福祉権利擁護事業と連携も必要な場合があるなど、多機関多職種からの支援体制が求められています。

一方、離職後に適切な就労支援が受けられず在宅生活を余儀なくされている障害者も多く、在職中に体調等を崩し休職する人もいます。再就職や職場復帰のために適切な支援が行える仕組みづくりが求められています。

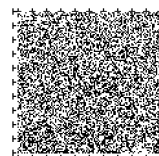
個別施策の方向

新宿区勤労者・仕事支援センターの就労支援コーディネーターが就労の継続や復職への支援体制を構築します。障害者就労支援事業では、受入企業との調整、個別相談等、必要な支援を提供します。

就労の継続を支援するため、働いている仲間同士が、休日や勤め終わりに話し合える場として「たまり場事業」を実施するなど、仲間づくりのための場の創出に積極的に取り組みます。加えて、新宿区勤労者・仕事支援センターの実施する障害者就労支援事業の支援を受けて企業等で永年就労を継続している方に対して、これまでの努力を労うとともに、本人のみならず、後に続く利用者の就労継続の励みとなるよう、表彰しています。障害者を永年雇用する企業に対しても、感謝状を贈ることにより、障害者雇用に対する意欲を高めています。

一方、事故や病気がもとで、休職や転職、離職を余儀なくされる方がいます。特に脳血管疾患等の後遺症で身体の麻痺と高次脳機能障害を合わせて受障した方の多くは、病院でのリハビリテーションを経て、復職に向けた職業リハビリテーションが必要となる場合があります。福祉、保健医療等が有機的に連携し、本人に最適な支援を組み合わせて提供していきます。

また、うつ病など精神疾患を原因とした休職中の方が職場に復帰するための支援にあたっては、精神科のデイケアや復職プログラムを行う関係機関、障害福祉サー



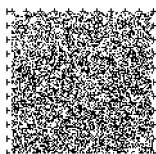
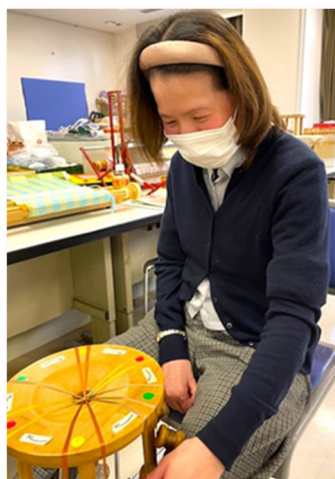
ビス（就労移行支援、自立訓練）等の多分野の社会資源の中からその方に合うものを活用していきます。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等
- ・精神保健相談（うつ専門相談、依存症専門相談含む）
- ・保健師等による面接・訪問相談等

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援
- ・就労継続支援A型
- ・就労継続支援B型
- ・就労定着支援
- ・就労選択支援



コラム 共同受注と障害者福祉事業所等ネットワーク

共同受注

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの受注センターでは、障害者就労支援施設等の利用者の仕事の充実、工賃向上のために、官公庁・企業等からの仕事を共同受注し、受注作業の内容や量を適切に調整し、各施設への配分などを行っています。

新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク

～しんじゅ Quality (クオリティ)～ <https://www.sksc.or.jp/shinjuQuality/>

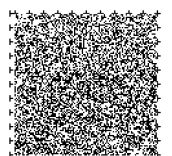
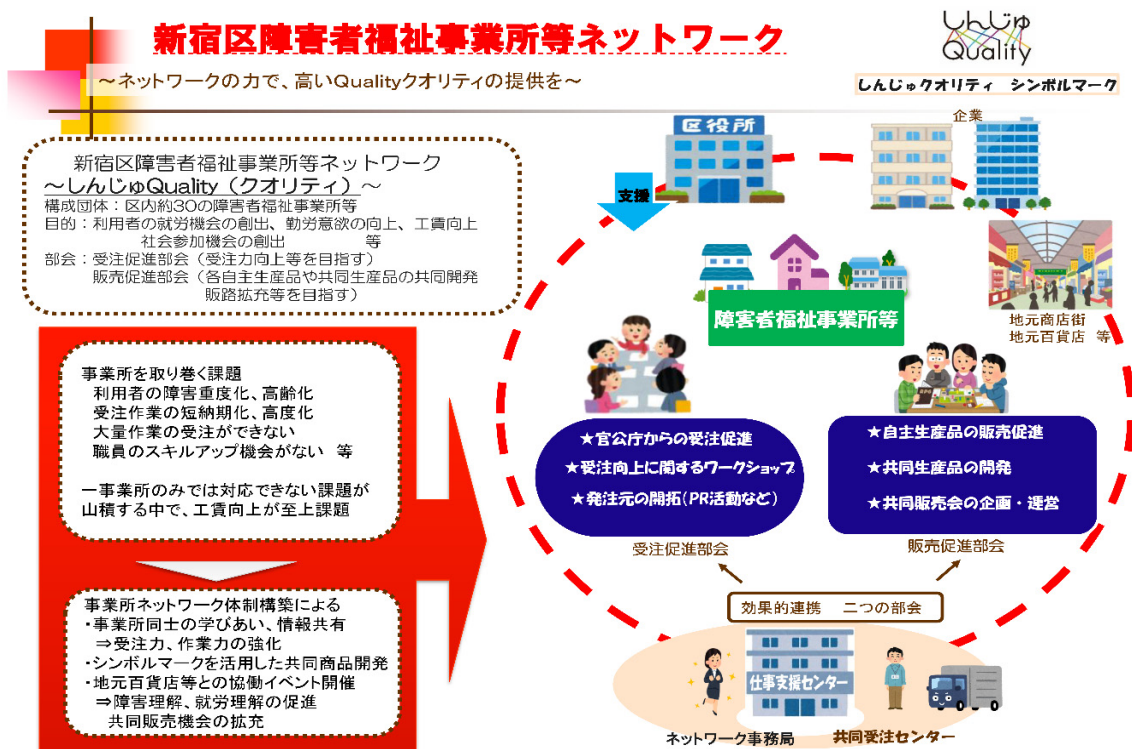
「新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク」は、利用者の就労機会の創出、勤労意欲の向上、工賃向上、社会参加機会の創出等を目的として、施設等の利用者及び職員向けに、受注作業や自主製品の質の向上等を目的とした講習会や情報交換の機会を提供するとともに、共同製作品の開発や販路拡充を行うなど、施設の連携を図るネットワークを支援しています。令和5年11月現在で、約30か所の施設がこのネットワークに参加しています。

また、ネットワーク事業の一環として「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」と名付けた養蜂事業を実施しています。



新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク

～ネットワークの力で、高いQualityクオリティの提供を～



個別目標 5 社会活動の支援

基本施策 (1) 社会参加の充実

個別施策②⑦ コミュニケーション支援・移動支援の充実

現状と課題

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

日中の活動を促進するため、活動の場の整備とともに、障害特性に配慮したコミュニケーションや移動の支援に関するサービス提供が求められています。視覚障害者や聴覚障害者とのコミュニケーションや情報提供においては、一人ひとりのニーズに沿った手段、方法、媒体で行われることが情報の保障として大切です。

特に日常生活で様々な情報を活用するうえで、スマートフォン等の普及は欠かせないものとなっていますが、操作が十分に行えない障害者にとって、生活上の恩恵が受けられないとの声があります。こうした中、令和4年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用による意思疎通を推進する必要があります。

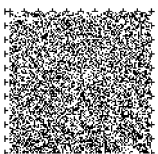
また、区では、障害者の意思疎通の充実に図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いの人格と個性を尊重しあいながら生き生きと暮らし続けることができる共生社会の実現に資することを目的に、令和2年6月に「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。区はこの条例に基づき、手話が言語であることの理解の促進のほか、様々な障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

区は令和元年度、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区民や国内外から来る障害者がバリアフリー情報を容易に得やすいレイアウトや操作環境を整えるため、既存のバリアフリーマップを刷新し、新たなマップを作成しました。

これにより、スマートフォン対応、施設情報（ピクトグラム）からの検索、ルート検索、視覚障害等で地図閲覧が難しい方向けに、主な区有施設等への道順を文字と音声で案内する「音声道案内」、英語版等の新機能を追加し、バリアフリー情報を簡単かつ便利に得られる環境が整いました。

今後、掲載施設及び「音声道案内」ルートの追加・更新を行う予定ですが、掲載の際には歩道上の安全等を確認する必要があります。



個別施策の方向

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

障害者が地域での日常生活を円滑に送ることができるとともに、積極的な社会参加・活動ができるように、障害者その他の関係者の意見を聞きながら必要なサービスの利便性を向上させ、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段の選択の機会を確保し提供していきます。

視覚障害者と聴覚障害者は情報の取得に際し、特に配慮が必要です。例えば視覚障害者のためのサービスである同行援護では、外出時の歩行介助にとどまらず、外出中の代筆代読の支援も行っています。新宿区社会福祉協議会内で運営している視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーでは、行政資料の点字版、音声版を備え、職員による代読サービスを行っています。また、ICT機器を通じてデジタル活用の利便性を享受し、デジタル化が著しい社会でも障害を理由としてその利活用が妨げられることのないよう、デジタル関連の講座開催や、それに伴う交流コーナーのIT環境を整備します。聴覚障害者のための意思疎通支援事業では、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行っています。また、区役所においては手話通訳者を週2回配置するほか、窓口用タブレット端末や来庁者のスマートフォン等を利用した遠隔手話通訳等サービスを提供することで、区役所での手続きの利便性向上に努め、あわせて手話言語への理解の促進及びその普及に努めます。

視覚障害者・聴覚障害者向け情報保障を支援する福祉用具は、日進月歩の発展を遂げています。日常生活用具の給付等に関する検討会を開催し、毎年品目や基準額について検討しています。

また、失語症者に対して、障害の特性に応じた意思疎通支援を実施していきます。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

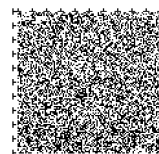
利便性を高めるため、必要に応じた施設情報の更新など適切な管理運営を行うとともに、障害者団体や関係機関等に加え、区を訪れる多くの方への周知を徹底し利用を促進することで、障害者の社会参加の充実に図ります。

また、「音声道案内」ルートの作成については、視覚障害の当事者の意見を参考にしながら、ルートの調査等を実施します。

施策に関する主な事業

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

- ・ 中等度難聴児発達支援事業
- ・ 意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁配置・遠隔手話通訳等サービス、失語症者支援）
- ・ 手話講習会 ・ 手話通訳者選考試験 ・ 視覚障害者・聴覚障害者向け講座



【新宿らくらくバリアフリーマップ】

- ・ 障害者差別解消の推進

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

【コミュニケーション支援・移動支援の充実】

- ・ 同行援護
- ・ 意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁配置・遠隔手話通訳等サービス） ・ 意思疎通支援者養成研修事業
- ・ 日常生活用具（情報・意思疎通支援） ・ 移動支援

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

- ・ 理解促進研修・啓発事業

コラム 手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例

区では、障害がある方のコミュニケーションの充実を図り、障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し合いながらいきいきと暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」を制定し、令和2年6月に公布・施行しました。

◎ 条例の基本理念

- ・ 手話言語は、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で必要不可欠な言語であり、音声言語と同等に扱わなければならない。
- ・ 障害者が情報を取得し、または自らの意見を発信するにあたっては、障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を自由に選択することができる権利が最大限に保障されなければならない。

◎ 区の責務と区民・事業者の役割

★ 区の責務

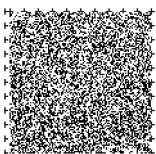
基本理念に基づき、手話が言語であることの理解の促進・障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

★ 区民の役割

障害・障害者への理解を深めるため、区が推進する施策への積極的な協力・参加に努めます。

★ 事業者の役割

障害の特性に応じた意思疎通のための多様な手段を積極的に活用し、円滑なサービスができるよう必要な措置や合理的配慮に努めます。



◎ 区の主な取り組み

- ・手話通訳者、要約筆記者の派遣

聴覚障害のある方や音声・言語機能障害のある方が日常生活に必要な場合に派遣しています。

- ・区役所本庁舎での手話通訳者の配置

毎週火曜日午前 8 時 30 分～午後 0 時 30 分、毎週金曜日午後 1 時～5 時に、手話通訳者を配置しています（いずれも祝日等を除く）。

- ・遠隔手話通訳等サービス

区の各施設の窓口において、窓口用タブレット端末やご自身のスマートフォン等による遠隔手話通訳等サービスを提供しています。

※窓口用タブレット端末は本庁舎、第一分庁舎、第二分庁舎、第二分庁舎分館、第二分庁舎分館分室の各課、各特別出張所及び視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーで利用可能

- ・点字版、音声版の発行物の制作

広報新宿のほか、しんじゅくの教育、新宿区議会だより等の点字版・音声版を製作しています。

- ・視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーの運営

視覚・聴覚に障害のある方等を支援するボランティアの方が交流する場を新宿区社会福祉協議会で運営しています。



- ・点字カードプレス機の体験機会の創出

点字を身近に感じられるよう、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーに機器を用意し、点字を体験できるようにします。

- ・ヒアリンググループの貸出

補聴器等を使用している方が会議や講演会の音声を聞き取りやすくなる装置「ヒアリンググループ」を、視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーで貸し出します。



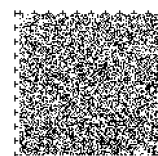
- ・失語症者が参加する団体への意思疎通支援者の派遣

失語症のある方への支援を目的として活動する団体に対し、意思疎通支援者を派遣します（令和 6 年度事業開始）。

◎ 関連サービス

- ・電話リレーサービス（一般財団法人日本財団電話リレーサービスが提供）

聴覚障害者等と聴者の通話をオペレーターが通訳することにより、電話でのリアルタイムなやり取りを可能にするサービスです。聴覚障害者等は、パソコンやスマートフォンの画面越しに「手話」もしくは「文字チャット」で話したいことを伝え、それを理解した通訳オペレーターが、電話の相手先に「音声」で伝達します。メールや FAX のように返事の待ち時間もなく、病院の予約や緊急時の通報などにも対応します。



現状と課題

【文化芸術活動の推進】

文化芸術は、新たな価値を生み出すとともに、多様性を尊重し他者との相互理解を進める力を持っています。また、文化芸術活動においては、障害の有無に関わりなく、誰もが対等に享受・創造する権利を持っています。障害の種別や特性の違いに関わらず、より多くの障害者が幼少期から生涯にわたり、自宅・学校・福祉施設・文化施設・民間の教室等の地域の様々な場で、鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加できることが重要です。

区立障害者福祉施設においては、障害者が障害内容やニーズ等に沿った様々な創作的活動や発表の機会を持てるよう支援しています。例えば障害者福祉センターでは、書道や陶芸講座等、様々な内容の講座講習会を実施しています。また、新宿生活実習所では、通所する利用者の日々の暮らしや活動による成果、作品などを地域社会に紹介する「ぼれぼれアート展」を開催しています。

このほか、障害者週間に合わせて新宿駅西口広場や区立施設内で開催している「障害者作品展」では障害者の作品が展示・発表され、多くの人の目に触れることで創作へのモチベーション向上につながっています。

【スポーツ活動への参加】

スポーツ活動への参加は、心身の健やかな成長や生活習慣病の予防、健康増進や生きがいづくりなど、生活の質の向上を図る意味から重要です。区では、障害のある人もない人も一緒になって共にスポーツを気軽に楽しむ機会の提供に努めています。

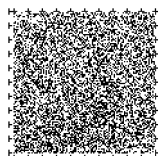
パラスポーツ推進事業としては、ボッチャ・車いすバスケットボール・車いすテニスなどを行っています。また、パラスポーツ団体と連携した事業ではゴールボール・車いすハンドボール・ブラインドサッカーなどの体験会をボランティアの協力を得ながら実施し、継続的にスポーツを楽しめる環境づくりに取り組んでいます。

引き続き、パラスポーツの普及、障害のある方への理解とパラスポーツを支える人材の育成を積極的に推進していきます。

個別施策の方向

【文化芸術活動の推進】

文化芸術の鑑賞にあたっては、物理的・心理的な障壁が改善されることで、より多くの人に参加しやすくなることから、情報保障（音声ガイド、字幕表示、手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ等）や障害特性に応じた配慮等、より一層の環境整備の充実を図ります。



また、障害者の個性を活かし、自己肯定感を高め、社会参加を促す観点からも、引き続き創造活動の拡大充実を図る必要があります。区内の障害者福祉施設等における日中活動のほか、特別支援学校等における芸術に関する教育の一層の充実に努めます。

さらに、作品等の発表の場は、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーションの向上につながり、地域住民と交流する機会としても重要です。障害者週間に実施している「障害者作品展」等の時宜を捉え、多様な人々の交流や相互理解を図ります。

【スポーツ活動への参加】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて実施してきた機運醸成を好機と捉え、大会終了後も、障害者がそれぞれの障害種別、程度や意向に合わせ、身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる機会を提供していきます。区は、新宿未来創造財団を始めとした生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力を一層強め、障害者のスポーツ実施率向上やパラスポーツへの理解を高めていきます。

一人でも多くの障害者が日常的にスポーツを楽しめるよう、「新宿区スポーツ環境整備方針」の中では「障害者がスポーツを楽しめる場や機会の創出」を位置づけています。この方針等に則り、パラスポーツ体験会などの各種事業を通して、障害者のスポーツ・文化に関わる人材を育成し、人材登録や事業内容の充実を進めます。

加えて、「パラスポーツ指導員」の資格取得をスポーツ推進委員及び区立スポーツ施設の職員を中心に推進し、パラスポーツを支える人材を育成していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者差別解消の推進
- ・ 意思疎通支援（手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置）
- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ パラスポーツ推進事業
- ・ 障害者向け運動教室

新宿未来創造財団等における事業

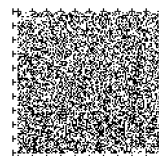
- ・ 青年教室
- ・ コミュニティスポーツ大会の基本種目の一つとしてボッチャの実施

(1)障がい者スポーツ支援事業

- ①障がい者スポーツデー
- ②ハンディキャップスイムデー

(2)障がいのある方のためのプラネタリウム「わくわくプラネタリウム」

(3)障がい者スポーツ交流事業 ほか

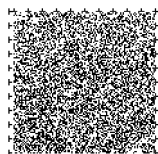


第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・同行援護 ・行動援護 ・移動支援
- ・理解促進研修・啓発事業
- ・意思疎通支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁配置・遠隔手話通訳等サービス）



歩屯星よ
歩屯花よ



コラム 障害者の文化芸術活動の推進について

◎ 障害者芸術文化活動普及支援事業

障害のある人が芸術文化を享受し、多様な活動を行うことが出来るように、地域における支援体制を全国に展開し、障害のある人の芸術文化活動の振興を図るとともに、自立と社会参加を推進することを狙いとした厚生労働省の事業です。

美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化活動を対象として、相談支援、人材育成、情報発信等を行う支援センター等の設置を通じて、障害のある人の芸術文化活動を支援しています。

障害のある人の芸術文化活動にまつわる
「やってみたい」「困った」などにお応えします！



造形活動や音楽、ダンスの活動
をしたい！



作品を発表したい！



障害のある人に鑑賞してもらう
にはどんな工夫をすれば？



障害者の芸術文化活動に
関心があるけど、どうすれば？

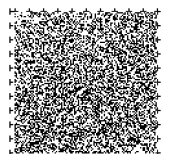
※画像は障害者芸術文化活動普及支援事業パンフレットより転載

◎ 障害者芸術文化活動支援センター 東京アートサポートセンターRights

東京都では、障害者の芸術文化活動の更なる振興を図り、芸術文化活動を通じた障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、障害者芸術文化活動支援センターを設置しています。東京都における障害者芸術文化活動支援センターは、東京アートサポートセンターRightsが担っています。詳細は以下のURLをご確認ください。

東京都福祉局ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/geizyutsu.html>



コラム パラスポーツの推進

新宿区では、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承し、パラスポーツを通じた「共生社会」を実現するため、スポーツ環境の整備を行っています。

子どもから高齢者まで誰もがライフステージに応じた様々なスポーツに親しめる機会を創出するとともに、ボッチャやゴールボール、車いすハンドボールなど、パラスポーツの体験機会の提供により、パラスポーツの魅力を発信しています。

障害のあるなしに関わらずスポーツを楽しめる環境を創出し、地域の中でスポーツを継続的に行うことにより、スポーツを通じたコミュニティの推進に取り組んでいます。

◎ 子ども・成人向けスポーツ体験イベント

オリンピック、パラリンピアンなどのトップアスリートを講師とした、様々なスポーツの体験イベントを実施しています。その中で、令和 5 年度は車いすテニス、車いすバスケットボールの 2 競技のパラスポーツ教室を開催しました。実際に競技を体験することで、パラスポーツの楽しさや競技の魅力を発信しています。

◎ パラスポーツ体験会

パラスポーツ団体と連携し、令和 5 年度はゴールボール、車いすハンドボール、ブラインドサッカーの体験会を実施しています。普段あまり触れる機会のないパラスポーツを体験する機会の提供のほか、イベントの運営等に関わるボランティアを活用し、様々な形でパラスポーツに触れる機会を創出しています。

◎ 親子 de ボッチャ

新宿区スポーツ推進委員により、区立幼稚園・子ども園で親子で参加する「親子 de ボッチャ」を実施しています。大人も子どもも一緒に楽しめて、対戦要素もあるボッチャは新宿区では人気の競技のひとつになっています。

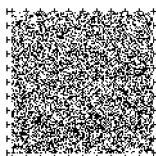
◎ 障害者向け運動教室

障害者を主な対象として、学校を卒業後、運動をする機会が減ってしまった方に向けて、定期的及び継続的に体を動かす機会を提供するため、新たに令和 6 年度より、月 1 回程度の運動教室を実施します。

この他にもスポーツイベントなどで、パラスポーツ体験を行っています。

障害がある方も、ない方も一緒に楽しめる競技を普及していきます。

是非、パラスポーツをプレーして、見て、体感してください。



個別施策⑲ 社会参加の促進への支援の充実

現状と課題

障害者が、地域での日常生活を円滑に送ることができ、積極的に社会参加ができるように、それぞれの障害の状況や地域社会への参加の意欲に応じた支援が重要です。

個別施策の方向

障害者団体に対し障害者福祉活動事業費を助成することで、障害者自らが、地域における講習会や研修を行い、体験学習や福祉活動に当事者ボランティアとして参加するなど、生きがいや社会的役割を担い、自己実現の活動を継続できるように支援します。

区立障害者福祉センターでは、障害者の社会参加促進の一環として、さまざまな講座や講習会を実施しています。講座を修了した障害当事者によるピアサポートなど、障害種別や程度に応じた、多様な当事者参加を可能にしています。

各障害者福祉施設では、施設祭りなどを通じて地域住民と障害者が交流する場を充実させるとともに、NPO、地域福祉を担う団体との協働・交流を推進します。

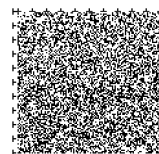
施策に関する主な事業

区立障害者福祉センターにおける講座・講習会

- ・いきいき健康教室・フラダンス・リズム体操・軽体操
- ・書道 ・陶芸・俳句・茶道・パソコン教室
- ・手芸教室各種 ほか （年度により変更あり）

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・障害者福祉活動事業助成



コラム 障害のある人の投票への支援

◎代理投票

障害等により、投票する方ご自身が投票用紙に「候補者の氏名」等を記載できない場合、投票所（期日前投票所）の職員が代って投票用紙に記載する制度です。

代理投票をご希望の方は、投票管理者（投票所の職員）にお申し出ください。投票所（期日前投票所）の職員2人が補助者として投票のお手伝いをします。このうち1人の補助者が、投票する方の指示する「候補者の氏名」等を記載し、もう1人の補助者がこれに立ち会います。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

◎点字投票

視覚に障害のある方は、点字で投票することができます。点字投票をご希望の方には「点字用投票用紙」を交付します。点字器はご自身でお持ちになったものをお使いいただけます（点字器は投票所（期日前投票所）にも用意しています）。

◎投票所（期日前投票所）での物品貸出

すべての投票所（期日前投票所）には、老眼鏡、点字器、文鎮、ルーペ、コミュニケーションボード、筆談ボード、車いすをご用意しています。投票の際に必要な方は投票所（期日前投票所）の職員にお申し出ください。また、車いすのまま利用できる投票記載台もあります。

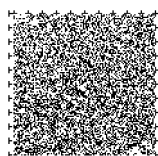


◎郵便等による不在者投票

身体が不自由なため投票所（期日前投票所）に行くことが難しく、一定の条件に該当する方は、「郵便等による不在者投票」を利用することができます。この制度を利用するにはあらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。代理記載の制度もあります。詳細については選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◎模擬投票等の取り組み

希望のあった障害者団体等と連携し、選挙の学習会や模擬投票等の投票体験プログラムを実施しています。



個別目標 6 障害者の権利を守り安心して生活できるための支援

基本施策（1） 障害者が権利の主体として生活するための支援

障害者の権利擁護に関する法律には、障害者の差別解消法、虐待防止法、民法（成年後見制度）等が挙げられます。障害者の権利擁護を推進するため法制度が順次整備され、平成 26 年に障害者権利条約を批准しています。

成年後見制度の利用促進に関する施策

個別施策③〇 障害者の差別解消・権利擁護の推進

現状と課題

【障害を理由とする差別の解消の推進】

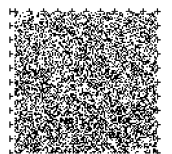
障害者基本法第 4 条で規定する「障害者差別の禁止」を具体化するための法律が、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」です。この法律は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につながることを目的としています。行政機関、民間事業者ともに障害者に対する不当な差別的取扱いが禁止され、行政機関には障害者への合理的配慮の提供が義務付けられていましたが、令和 3 年 6 月の改正により、行政機関だけではなく民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられ、令和 6 年 4 月 1 日に施行されます。

また、障害者の職業の安定を図るための法律である障害者雇用促進法においても、障害のある人に対する差別の禁止と働く環境の合理的配慮の提供が規定されています。

区は不当な差別的取り扱いをしないことはもとより、合理的配慮の提供の義務も負っているほか、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を推進するための職員対応要領」に基づき、障害のある人も障害のない人と同じように区の開催する説明会等に参加し、区からの情報を入手できるように、手話通訳者・要約筆記者の設置の基準を明確化し、段差解消スロープ等の支援物品を用意しています。また、権利侵害の把握など地域課題の解消に向け、障害者自立支援協議会と障害者差別解消支援地域協議会とを一体として組織し、障害を理由とする差別の解消の推進及び権利擁護に関する協議を行っています。

【権利擁護と成年後見制度】

障害者の権利擁護には、意思表示をすることや意思表示を把握してもらうことが



難しい場合も含めて、判断能力が不十分とされた知的障害者・精神障害者の法律行為や財産管理を行う成年後見制度が一定の役割を果たしています。

区は、成年後見制度の推進機関として、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターを設置しています。さらに、令和3年度からは、同センターを国の基本計画における地域連携ネットワークの「中核機関」として位置付け、弁護士や司法書士、医師や福祉関係者等の関係機関と連携した支援体制の強化を図っています。

新宿区成年後見センターでは、制度普及のための広報活動や講座の実施、専門家による相談支援、市民後見人の養成と活動支援、親族後見人に対する申立て前から受任後までの一貫した支援などを実施しています。また、将来の不安に備えたい方の任意後見についても、普及啓発や相談支援に取り組んでいます。

さらに、区では、制度利用に係る申立費用や報酬費用の助成により費用負担の軽減を図るとともに、新宿区社会福祉協議会による法人後見（法定・任意）や、地域福祉権利擁護事業との連携により、判断能力が十分でない方の権利擁護のための成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。今後、成年後見制度利用推進事業、法人後見事業、地域福祉権利擁護事業のいずれにおいても相談支援件数の増加が見込まれます。また、支援が必要な単身世帯の増加や、多くの生活課題を抱えるケースなどが増加し、相談支援内容も多様化・複雑化しています。

障害者の権利を守るためのさらなる地域の理解や協力の推進、支援者の養成が求められています。多様化・複雑化する相談に対応するため、職員の専門性の向上や関係機関との連携強化が必要です。加えて、本人の意思の尊重と、意思の把握が困難な場合の本人の最善の利益を目指していくことが必要です。

個別施策の方向

【障害を理由とする差別の解消の推進】

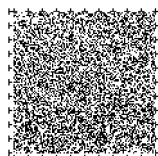
区職員が障害者差別解消法や職員対応要領の主旨や、障害の特性についての理解を深めるため、障害疑似体験を取り入れるなどの職員向け研修を実施します。加えて、障害者への合理的配慮のための全庁的な取組として、障害者を支援するための物品を活用し、障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実を図ります。

また、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、区内の関係機関が、地域における相談事例などの共有を行い、それぞれの知識経験を活かした意見交換により、障害者差別の解消に向けた協議を行っていきます。

事業者に対する障害者への合理的配慮の提供の義務化について、区内事業者に周知していきます。

【権利擁護と成年後見制度】

権利擁護の推進にあたっては、地域連携ネットワークの中核機関である新宿区成年後見センターが中心となって、引き続き制度の普及啓発や相談対応などの総合的な支援により、地域への成年後見制度の理解・利用促進を進めます。また、希望す



る親族後見人に対し、申立て前から受任後までの一貫した支援も進めていきます。市民後見人の養成についても、基礎講習からフォロー研修、受任後の支援まで一貫した実施を継続します。

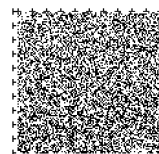
新宿区社会福祉協議会では、法人として後見人等を受任する法人後見（法定・任意）や、地域福祉権利擁護事業を実施しています。区は、新宿区社会福祉協議会と連携して、地域住民の協力を得ながら、本人の意思を尊重した支援に引き続き積極的に取り組みます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者差別解消の推進
- ・ 地域福祉権利擁護事業

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者自立支援協議会
- ・ 成年後見制度利用促進
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業



コラム 共に生き認め合う社会～障害者差別解消～

◎ 障害者差別解消法とは

障害を理由とする差別を解消して、障害のある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するための法律です。障害のあるなしにかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、共生できる社会をつくることを目的としています。

◎ 障害者差別解消法で求められること

お店や会社などの民間事業者、国、都道府県、市区町村などの行政機関に対して、差別解消のための基本的な事項や、「障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」の措置等を規定しています。

★ 不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、正当な理由なく、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりする等の差別的取扱いは禁止されています。

★ 合理的配慮の提供

障害のある人が何らかの配慮を求める場合、社会的障壁を取り除くために合理的な配慮を行うよう義務付けられています。

※東京都障害者差別解消条例では既に事業者にも合理的配慮が義務付けられています。

合理的配慮の例

意思を伝えあうために筆談や手話など音声以外の方法でコミュニケーションをとる。

車椅子等の移動の際、段差がある場合などスロープを使って補助する。

障害の特性に配慮し、パンフレットなどの文字を大きくしたり、ふり仮名をつけたりする。



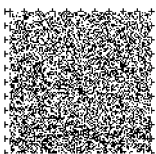
障害者差別解消法パンフレット

※令和3年5月の改正法により、民間事業者の合理的配慮の提供は、努力義務から法的義務に改められました。施行は、令和6年4月1日です。

※「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

◎ 障害者差別解消を推進するために

差別のない社会をめざすにあたり、法の遵守や義務と罰則が果たす役割は限定的なものです。公共機関や施設のバリアフリー化を促進するとともに、一人ひとりの心の中の偏見や誤解、無関心といった「こころの障壁（バリア）」を除去していく「こころのバリアフリー」が不可欠です。差別をなくしていくことは、すべての人に求められる責務でもあります。一人ひとりが障害について理解し、障害を理由とした不当な区別や制限といった差別に気づき、解消していくことが大切です。



コラム 成年後見制度とは

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などの理由で、判断能力の十分でない人の権利を守る制度です。本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、法律面や生活面でその人らしい生活をお手伝いします。制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など本人の事情に応じた制度を利用できるようになっています。

法定後見

＜すでに判断能力が十分でない方に＞

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人・保佐人・補助人が、本人の利益を考えながら、代理権や同意権・取消権を活用することによって、本人を保護・支援する制度です。

任意後見

＜将来の不安に備えたい方に＞

判断能力が不十分になった場合に備えて、本人があらかじめ選んだ方（将来の任意後見人）と将来お願いする内容を決め、公正証書で契約します。

新宿区成年後見センターの役割

区では、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。新宿区成年後見センターでは、地域の身近な窓口として、成年後見制度や権利擁護についての専門相談のほか、法人後見事業や地域福祉権利擁護事業等を実施しています。

法人後見事業

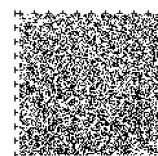
法人格を有する法人が、法人として成年後見人等に就任し、後見事務を行う事業です。新宿区社会福祉協議会では、新宿区成年後見センターに担当職員を配置し、必要な支援を行います。

★新宿区社会福祉協議会による法人後見のメリット

- ①【福祉の視点×地域とのつながり】を活かした支援を行います。
- ②公共性が高く、安心して成年後見制度をご利用になれます。

地域福祉権利擁護事業

知的障害、精神障害、認知症などにより、必要な福祉サービスを自分だけで判断し、手続きするのが難しい方（本人）が利用できます。本人との契約により、日常生活の範囲内で「福祉サービスの利用援助」「日常的金銭管理サービス」「書類等預かりサービス」を行います。担当の専門員と一緒に支援計画を作成し、支援計画に沿って、毎月生活支援員が訪問して支援します。



個別施策③① 虐待の防止

現状と課題

区では、平成 24 年 10 月に障害者福祉課に新宿区障害者虐待防止センターを開設しました。毎年約 20 件程度の虐待通報等（通報・届出・相談）が寄せられています。さまざまな虐待ケースに的確に対応することが求められています。

年度ごとの虐待通報件数

| | |
|----------|------|
| 平成 30 年度 | 15 件 |
| 令和元年度 | 11 件 |
| 令和 2 年度 | 24 件 |
| 令和 3 年度 | 13 件 |
| 令和 4 年度 | 21 件 |

個別施策の方向

新宿区障害者虐待防止センターは、虐待の相談・通報・届出に対応し、関係機関と連携しながら虐待の早期発見と早期防止に取り組みます。虐待を受けた障害者への対応のみならず、家族に対し、居宅介護や短期入所等のサービス利用案内を行い、介護負担が軽減されるよう支援も行います。

障害者虐待について広く啓発を行い、虐待防止の意識を高めていく必要があります。障害者虐待防止の広報・啓発を進めるとともに、障害福祉サービス事業者への集団指導を通し、事業所職員に対しても虐待防止の意識付けを徹底していきます。

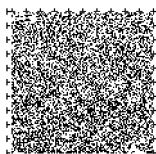
障害のある子どもや発達に心配がある子どもを含め、児童への虐待の防止には、広範囲な分野の連携が必要です。区では、子ども総合センターが中心となり、子ども家庭・若者サポートネットワークで、区の関係部署や、東京都児童相談センター、警察、医療等の関係機関と民生委員・児童委員等との連携により、早期の発見・対応と見守りを行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・子ども家庭・若者サポートネットワーク

第 3 期障害児福祉計画・第 7 期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援
- ・緊急保護居室確保等



個別施策⑳ 消費者被害の防止

現状と課題

新宿消費生活センターでは、商品の購入や契約などのトラブルに対して、消費生活相談員が、関係機関と連携しながら相談に応じ、問題解決の手助けを通して、消費者被害の早期発見、被害の回復、未然防止に努めています。電話や来所での相談が困難な障害者宅へ伺う訪問相談や、弁護士相談、多重債務特別相談を行い、相談体制を強化しています。

また、区では、悪質商法被害防止支援事業を実施しています。区の関係部署、民生委員、新宿区社会福祉協議会、介護保険事業所、障害者福祉事業所、警察などの協力を得て、悪質商法被害防止ネットワークを構成し、被害を早期に発見した場合は消費生活センターへ通報し、相談につないだり、連絡会や研修会を開催しています。

被害が潜在化しやすい障害者等の被害については、今後も関係機関が連携して、被害の未然防止、早期発見に取り組んでいく必要があります。

個別施策の方向

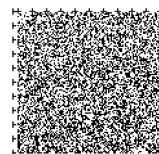
消費者被害の防止のため、消費者トラブル等で困ったときには迅速に消費生活センターに相談していただけるよう、窓口の周知を図っていきます。また、情報誌やリーフレットによる消費者情報の提供、対象者に応じた消費者講座や出前講座の開催により、啓発活動を進めていきます。

悪質商法被害防止支援事業については、引き続き関係機関と連携し、悪質商法被害防止ネットワークでの取り組みを推進し、消費者被害の未然防止、早期発見に努めていきます。

【参考：権利擁護と成年後見制度】

権利擁護の推進にあたっては、地域連携ネットワークの中核機関である新宿区成年後見センターが中心となって、引き続き制度の普及啓発や相談対応などの総合的な支援により、地域への成年後見制度の理解・利用促進を進めます。また、希望する親族後見人に対し、申立て前から受任後までの一貫した支援も進めていきます。市民後見人の養成についても、基礎講習からフォロー研修、受任後の支援まで一貫した実施を継続します。

新宿区社会福祉協議会では、法人として後見人等を受任する法人後見（法定・任意）や、地域福祉権利擁護事業を実施しています。区は、新宿区社会福祉協議会と連携して、地域住民の協力を得ながら、本人の意思を尊重した支援に引き続き積極的に取り組みます。



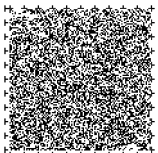
施策に関する主な事業

新宿消費生活センターによる事業

- ・消費生活相談

新宿区社会福祉協議会による事業

- ・地域福祉権利擁護事業
- ・成年後見制度利用促進
- ・成年後見制度法人後見支援事業



個別目標 7 こころのバリアフリーの促進

基本施策 (1) 障害理解の促進

個別施策③ 障害理解への啓発活動の促進

重点的な取組

現状と課題

これまで区は、障害者差別解消法に基づく「不当な差別的取扱の禁止」や「合理的配慮の提供」に関する内容の周知を図るため、障害者差別解消法のリーフレットを作成し、特別出張所や障害者福祉施設、区のイベント等で配布し、理解啓発に努めてきました。

令和 6 年度から改正障害者差別解消法が施行され、行政機関だけではなく民間事業者にも障害者への合理的配慮の提供が義務付けられます。差別の禁止、合理的配慮の提供が浸透するためには、障害理解への啓発活動の機会や方法・内容等を充実し、障害に対する差別や理解不足からくる「こころの障壁 (バリア)」をなくし、障害のある人もない人も共に支え合う地域共生社会をめざす「こころのバリアフリー」の促進を図る必要があります。

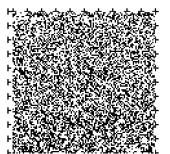
令和 7 年、初めて日本で開催されるデフリンピック大会は、聴覚障害への理解啓発を進める良い契機となります。

また、精神障害及び精神障害者に対する理解と認識を深めるために、区民等に対して、広報新宿、ホームページ、講演会、障害者週間等の機会をとらえ、障害理解の促進、障害理解の教育の推進、広報活動を行っています。特に「こころの不調」については、早めに気づき、早めに相談することで、早い回復につながります。本人だけでなく周囲の人もこころの不調に早めに気づき、声掛け等の支え合いができるような環境を整備するため、引き続きライフステージに応じた普及啓発を行っていく必要があります。

なお、ヘルプカードやヘルプマークは、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自分の障害への理解や支援を求めるためのものです。ヘルプマークやヘルプカードを身に着けた方を見かけた周囲の人達は、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等の行動をとることが自然にできることが共生社会と言えます。ヘルプマークやヘルプカードについて、一層の周知啓発が必要です。

個別施策の方向

障害理解を促進するため、区主催の協議会や障害者施設でのリーフレット配布に



とどまらず、広報新宿への障害理解の記事掲載や新宿駅西口広場での「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催、区役所本庁舎1階での人権啓発パネル展示等、さまざまな機会を通して、障害理解に向けた啓発活動を進めていきます。

また、当事者団体との連携協力による障害疑似体験の取組もさらに推進していく必要があります。実際に障害者との関わりを持つ機会も重要です。障害者福祉施設では、障害者の作品展や施設祭り、講習会、交流会等を通じて、地域住民と障害者が交流する場を設け、地域での障害理解が促進されるよう、引き続き活動を行っていきます。区立障害者福祉センターでは、年数回、区民向けに障害理解に関する講演会を実施していきます。さらに映画鑑賞会などを通じて子どもたちと障害者との交流の機会を推進します。

令和7年に日本で開催されるデフリンピック大会を契機として聴覚障害への理解啓発を進めていきます。新宿区社会福祉協議会内の視覚障害者・聴覚障害者交流コーナーで実施する手話サロンや入門手話教室、イベント等を通じ、聴覚障害者と交流しながら手話に関心を持っていただき、聴覚障害への理解を図っていきます。

さらに、「こころの不調」への気づきについて、普及啓発を行います。本人の自覚と同時に、周囲の人が早期に気づき、適切に対応できるよう正しい知識や適切な対応についての普及啓発を進めます。特に思春期は、身体の著しい発達に比べ、精神的・社会的に未熟であり、さまざまなこころの問題が生じやすい時期です。子ども自身はもちろん、家族や周囲がこころやからだに起こる急激な変化を十分理解し、SOSのサインに早い段階で気づき対処できるよう、引き続き教育委員会と連携し、中学生とその保護者に対し、正しい知識や適切な対応についての普及啓発を図ります。

施策に関する主な事業

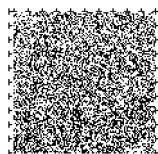
- ・ヘルプカードの作成及び配布

保健予防課・保健センターにおける事業

- ・精神保健講演会　・健康教育　・ホームページによる普及啓発
- ・区民向けパンフレット『知っておきたい、こころの病気』作成・配布
- ・10歳代向けのパンフレット『気づいて！こころのSOS』（保護者向けリーフレット・教職員向けリーフレットも併せて作成）
- ・うつ予防リーフレット、若年性認知症啓発リーフレット（区民健診案内冊子に掲載）
- ・ストレスマネジメント講座（子育て世代、働く世代、シニア世代）

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・理解促進研修・啓発事業



コラム デフリンピックについて

デフリンピックとは、デフ+オリンピックのこと。

デフ(Deaf)とは、英語で「耳が聞こえない」という意味です。

デフリンピックは国際的な「ろう者のためのオリンピック」なのです。

国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が主催し、4年毎に開催されるデフアスリートを対象とした国際総合スポーツ競技大会です。

第1回は、1924年にフランスのパリで開催されました。

東京2025デフリンピックは、100周年の記念すべき大会であり、日本では初めての開催になります。

国際手話のほか、スタートランプや旗などを使った視覚による情報保障が特徴です。



手話言語通訳でコミュニケーション



ランプの光でスタートを知らせる



審判の合図は笛だけではなく旗で

(写真提供：一般社団法人全日本ろうあ連盟)



東京2025デフリンピック大会エンブレム



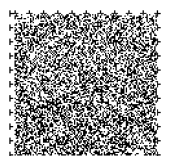
デフリンピック公式ロゴマーク

*ICSD ロゴに関する一切の知的財産権は、国際ろう者スポーツ委員会（ICSD）が保有し、日本では全日本ろうあ連盟が管理しています。

詳細は以下のURLをご確認ください。

一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会ホームページ

<https://www.jfd.or.jp/sc/deaflympics/about/>



現状と課題

各学校では、通常の学級と特別支援学級間の「交流及び共同学習」や特別支援学校と小・中学校との間における、「副籍交流」に取り組んでいます。

児童・生徒に対する障害者理解教育の推進については、障害者スポーツ体験、障害者理解のための学習、障害者スポーツ選手との交流等の教育活動を全40校の区立学校で実施しました。授業後に実施した児童・生徒アンケートで「障害者理解が深まったと回答した割合」は91%を上回っており、目標の達成に向けて成果を上げています。今後は、知的障害等その他の障害への理解についても深められるよう、実践を共有していく必要があります。

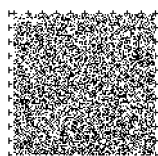
また、教職員対象の研修等を通して障害理解を深めるとともに、人権尊重の精神に基づいて児童・生徒の人間形成を図っています。これらの取組を、今後も引き続き推進していく必要があります。加えて、若手教員育成研修会や保健主任会、夏季集中研修会を通じた教員向け研修会を実施しています。

保健主任会等において学習障害や心臓疾患等の機能障害など様々な障害を取り上げる等、計画的に研修を実施していく必要があります。

個別施策の方向

通常の学級の児童・生徒と、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒の交流及び共同学習等をより一層促進していきます。また、新宿区社会福祉協議会では、教育委員会が全40校の区立学校で実施している「障害者スポーツ体験事業」とあわせて、総合的な学習の時間等で、当事者や支援団体の協力を得て、児童・生徒の福祉体験学習を推進しています。特に東京2020大会のレガシーとして、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる区独自の教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、障害者理解教育については、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、多様な障害に対する理解についても視野に入れ、「新宿区手話言語への理解の促進及び障害者の意思疎通のための多様な手段の利用の促進に関する条例」に関係した取組の推進を図るなど、児童・生徒の学びを広げていきます。

さらに、教職員に対する研修等の機会を充実させ、教職員の障害に関する理解を深めるとともに、差別や偏見をしない・させない人権尊重の理念を理解した児童・生徒の育成を図ります。

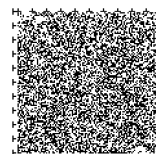


施策に関する主な事業

- ・ 障害者理解教育の推進
- ・ 障害のある児童・生徒と通常学級の児童・生徒との交流

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 理解促進研修・啓発事業



個別施策③⑤ 広報活動の充実

現状と課題

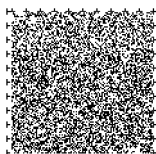
障害者週間（12月3日～9日）における広報新宿への記事掲載やポスター掲示、リーフレットの配布により、障害者差別解消法や障害特性の理解、日常生活での配慮について普及・啓発しています。

個別施策の方向

「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催や、区役所本庁舎1階パネル展示等を通じて、効果的な広報活動を展開します。他にもホームページや様々な機会を積極的に活用し、広報活動を推進します。

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・理解促進研修・啓発事業



基本施策（2） 交流機会の拡大、充実による理解の促進

個別施策③⑥ 互いに交流しあえる機会の充実

現状と課題

子どもから高齢者までさまざまな年代において、地域で交流しあえる機会を設け、障害のある人と障害のない人とが相互に理解しあうことで、障害理解を促進しています。また、交流することで障害者の生活の幅を広げることにもつながっています。

今後は、障害者が地域の行事等の活動にも参加する機会を提供する取組が重要です。

個別施策の方向

障害等のある子どもの「放課後子どもひろば」や児童館等の利用を促進し、障害の有無にかかわらず交流することで、子ども同士や保護者のこころのバリアフリーを促進します。例えば、子ども総合センター発達支援コーナー（愛称「あいあい」）では、通所児と近隣の保育園児、子ども園児が訪問しあい、一緒に活動することを通じ、お互いに認め合う経験を積んでいきます。また、普段関わることの少ない区民に、療育施設を見学してもらう機会を設定したり、地域の方を対象とした講演会を開催したりすることによって、地域に開かれた施設となるよう努めていきます。

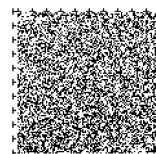
区立小・中学校、幼稚園・子ども園等で行う福祉教育及び企業、地域団体が行う福祉体験学習への企画協力や講師紹介を新宿区社会福祉協議会が行っています。福祉教育での地域の障害者や高齢者等との交流を通して、地域の身近な課題や生活者の多様性を感じ、考える機会を支援し、児童・生徒の主体性を高め、地域活動への参加意欲を高めます。

障害当事者、家族などの障害者団体が自主的に取り組む啓発イベント等に対しては、障害者福祉活動事業助成により支援していきます。

区民のみならず、新宿に集まるさまざまな人と交流が深まる機会をさらに充実させるため、新宿駅西口広場での、「新宿区内障害者福祉施設共同バザール」及び「障害者作品展」の開催や、障害者が働く店舗の展開等を実施します。

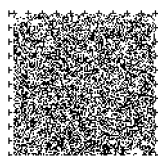
施策に関する主な事業

- ・放課後子どもひろば、児童館、学童クラブ



第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・理解促進研修・啓発事業
- ・障害者福祉活動事業助成



個別施策⑳ 地域で交流する機会の充実

現状と課題

障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが生涯にわたって社会に参加できるように、区民が互いに社会参加を支援し合う関係づくりをめざします。

個別施策の方向

障害者が地域での活動に参加・交流し、相互に理解を図るための活動を進めていくとともに、広報活動を強化して、障害者施設等で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大等を図ります。

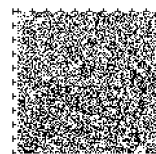
新宿区社会福祉協議会内にある「視覚障害者・聴覚障害者交流コーナー」は、障害者、ボランティア、地域住民などからなる交流コーナー運営委員会の協力を得て、障害者の利用しやすさを第一に、支援者や地域の人達にも開かれた運営を行っていきます。

一般の方を対象に、講座や自主活動グループなどの活動を通じて交流が図れるよう支援します。また、新規のコーナー利用者の交流活動参加の機会となるように努めます。

防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害のある人もない人も利用しやすい避難所の運営方法等について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。地域の防災訓練に障害者が積極的に参加するよう、区として働きかけていきます。

施策に関する主な事業

- ・視覚・聴覚障害者支援事業



基本施策（3） 情報のバリアフリーの促進

個別施策③⑧ 多様な手法による情報提供の充実

現状と課題

障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例では、不当な差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。また、令和4年に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障害者による情報の取得・利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することとされています。

年齢や障害の有無などに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できるよう、通常の窓口のほか、区主催の協議会、説明会、セミナー等の事業の運営、区の作成する印刷物やホームページにおいても、バリアフリーを推進する必要があります。

そのため、必要な情報が障害者に伝わるような一層の工夫と細やかな支援が必要です。例えば、障害者がより良い日常生活を送るために役立つ情報をまとめた「障害者福祉の手引」については、音声コードの添付、デジタル音声図書（DAISY）版を作成し、新宿区ホームページにてテキスト版 PDF 版も掲載するほか、「障害者計画、障害児福祉計画・障害福祉計画」については音声コードの添付、点字版、カセットテープ版、デジタル音声図書（DAISY）版を作成するなど、区からの情報については、多様な手法により提供を行っています。また、情報技術の急速な発達による障害者のコミュニケーションに役立つ機器・道具等について、活用の方法を検討します。

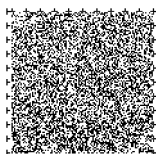
広報新宿やくらしのガイド発行にあたっては、引き続き点字版・音声版を発行するほか、新宿区ホームページのウェブ・アクセシビリティをより向上させることにより、視覚や聴覚等に障害のある人が必要な情報を入手できるよう、利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。

【読書に関するバリアフリー】

読書は、幼児・青少年期、成人期、高齢期の一生涯にわたって、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。

視覚障害や、文字の読み書きに困難がある発達障害（ディスレクシア）があり、活字を読むことが困難な方への読書環境の向上を一層推進する必要があります。

また、電子書籍等の情報技術の導入を検討し、多様な情報提供を推進していく必要があります。



個別施策の方向

障害者への障害の特性に応じたコミュニケーション支援等の充実として、手話通訳者・要約筆記者の設置、印刷物・ホームページ等への配慮、障害者を支援するための物品の活用、窓口における設備の充実について今後も取り組んでいきます。

なお、区において作成、発行する印刷物等にはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようユニバーサルデザインの考え方を取り入れています。視覚障害、高齢者、色弱者、聴覚障害、子ども、外国人など見る方によって情報がわかりにくくならないように配慮し、文字が見にくい、色数が多い、前置きが長いなど情報がわかりにくい印刷物にならないよう、写真に文字を重ねない、文字色と背景色のコントラストをはっきりさせるなど、だれも見やすく理解できるデザインを採用していきます。

【読書に関するバリアフリー】

中央図書館では、新宿区内に在住・在勤・在学で、活字を読むことが困難な方のために以下のサービスを行っています。引き続き、読書環境を向上させるための支援を推進していきます。

・対面朗読

図書館の資料や、お手持ちの資料などを朗読するサービスです。

・録音雑誌の郵送サービス

音訳した週刊誌や月刊誌などの雑誌を希望される方へ、定期的にお届けしています。

・録音図書の貸出・製作

カセットテープ、DAISY などの録音資料を現在、約 2,000 タイトル所蔵しています。所蔵していない録音図書は、全国の図書館からお取り寄せするか、新たに作成し、SD カードなどにダウンロードしてお貸しします。

・点字資料の貸出

点字資料は他の図書館から借用して貸出します。点字データは、ダウンロードしてご提供できます。

・録音図書の蔵書目録（墨字・録音図書）

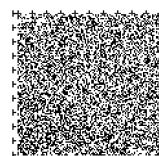
録音図書の目録を、墨字版（活字）と音声版、テキストデータ版で発行しています。

・「新宿区声の図書館だより」のお届け

新しく作成した録音図書や新刊案内、他の図書館で作成した録音図書の紹介及び戸山図書館で購入した音楽 CD の新着案内などをテープまたは DAISY に録音して、隔月に希望者へ郵送しています。

・視覚障害者用資料の郵送貸出

視覚障害者の方には、視覚障害者用資料（音楽・演芸・文芸などの CD・録音図書・点字資料）を無料で郵送貸出しています。



・ DAISY 図書再生機の貸出・操作説明

録音図書の提供が、カセットテープから DAISY に変わってきています。新しい機械操作に不安のある方は、機器の貸出と操作の説明を行いますのでご利用ください。

・ マルチメディア DAISY

マルチメディア DAISY 図書が各館でご覧になれます。また、戸山図書館に所蔵がありますが、取り寄せていただければ他の館でも貸出を行っています。

・ 布絵本

ハンディキャップのある方の機能訓練や子ども向けに考案された布絵本をご用意しています。どなたでもご利用いただけます。

・ 大活字本貸出

弱視の方、高齢の方にも読みやすい大活字本(活字の大きさが普通の約4倍)を戸山図書館と中央図書館・こども図書館・下落合図書館・西落合図書館で約3,900冊所蔵しています。

・ 拡大読書器・音声拡大読書器

活字を拡大して読むことができる拡大読書器や、印刷された活字文書を音声で読み上げる音声拡大読書器「よむべえ」を設置しています。

・ LLブックの貸出

文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な方にもわかりやすい工夫がされた、LLブックを一部図書館にご用意しています。また、所蔵のない館でも取り寄せたうえでの貸し出しも行っていきます。

・ 画面読み上げソフトの導入

画面読み上げソフト(PC-Talker)を、各館で導入しています。

・ 家庭配本サービス

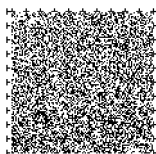
区内に在住されている図書館への来館が困難な方のために、希望の資料を自宅まで届けます。職員またはボランティアが配本、回収等を行います。

施策に関する主な事業

- ・ 広報新宿の発行及び配布(点字版広報及び音声版広報の作成等)
- ・ 区政普及のための出版物の発行及び配布(点字版便利帳及び音声版便利帳の作成等)
- ・ ホームページの管理運営(音声読み上げ)

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 意思疎通支援(手話通訳者及び要約筆記者派遣、手話通訳者の本庁舎配置、遠隔手話通訳等サービス)
- ・ 日常生活用具(情報・意思疎通支援)
- ・ 意思疎通支援者養成研修事業



個別目標 8 福祉のまちづくりの促進

基本施策 (1) 人にやさしいまちづくり

重点的な取組

個別施策③⑨ ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

現状と課題

【ユニバーサルデザインまちづくりの推進】

「誰もが移動しやすく、利用しやすく、わかりやすいまち」の実現のため、令和2年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」が制定されました。ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等ハード面を促進するとともに、ソフト面についても一層の普及・啓発を推進する必要があります。

【バリアフリーの基盤整備】

高齢者や障害者等の円滑な移動を確保するため、駅や主要な建物を結ぶ道路などについてバリアフリー整備を促進していきます。また、鉄道駅の安全性向上や快適な利用空間を整備するため、ホームドアやエレベーターの設置を促進しています。引き続き、バリアフリー化の着実な実施に向けて、区と施設管理者等が連携して取り組む必要があります。

【障害者・高齢者に配慮した公園の整備】

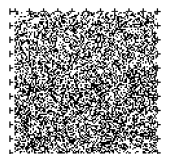
公園利用者の利便性及び安全性の向上を図るため、誰もが利用しやすい公園づくりを進めています。今後とも、公園が住民に身近な存在として有効に活用されるよう、ユニバーサルデザインの視点に立ちながら、利用ニーズを反映した公園づくりを進めていく必要があります。

【清潔できれいなトイレづくり】

誰もが利用しやすいトイレづくりを推進するため、バリアフリースイートイレや洋式トイレの設置を進めています。これからも、まちの利便性及び快適性の向上を図るため、清潔でバリアフリーに配慮したトイレの整備を計画的に行っていく必要があります。

【放置自転車対策】

点字ブロック上や狭い歩道に自転車が放置されることにより、住民の通行の妨げ



となる事があります。点字ブロックを頼りに歩行する視覚障害者や、十分な広さが必要な車いす利用者にとっては非常に危険です。放置自転車対策を強化した結果、放置自転車は減少傾向にあります。一方、最近は買い物等の目的での利用が目立ち、一時利用ができる駐輪場や集客施設における駐輪場が求められています。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

障害者や高齢者が気軽にバリアフリー情報を得る機会を提供することにより、当事者の社会参加の機会を創出する取組を充実させることが必要です。

区は東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、区民や国内外から来る障害者がバリアフリー情報を容易に得ることができる、新宿らくらくバリアフリーマップの利用を促進しています。

インターネットの閲覧環境が大きく変化する中、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット等のモバイル端末からの閲覧にも対応したオンラインマップを運用しています。

個別施策の方向

【ユニバーサルデザインまちづくりの推進】

イベント等の開催や、啓発用ガイドブック等の活用により、区民や施設所有者などへ普及・啓発するとともに区職員に対しての研修を行っていきます。また、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度等を実施するなど、ユニバーサルデザインまちづくりの視点を取り入れた施設整備を進めていきます。

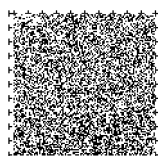
【バリアフリーの基盤整備】

令和 4 年 8 月に設置した新宿区移動円滑化促進方針推進協議会による高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、計画的な道路のバリアフリー化等、方針に基づいた取組を一層推進していきます。また、鉄道駅のバリアフリールート複数化や最短化、区内全駅でのホームドアの整備の早期実現に向けて、さまざまな機会を通じて鉄道事業者に働きかけを行います。

また、新宿区移動等円滑化促進方針に基づき選定した区道について、高齢者や障害者等の当事者参加による意見交換などを活用しながら、計画的な道路のバリアフリー化を図っていきます。

【障害者・高齢者に配慮した公園の整備】

公園の新設や改修の際に、ユニバーサルデザインの視点に立ち、段差解消、スロープの整備、出入口の改良等の整備を行い、公園利用者の利便性及び安全性の向上を図ります。



【放置自転車対策】

民間事業者を活用した駐輪場の利用を促進することや、集客施設の管理者へ駐輪対策の協力を求めて行きます。また、引き続き撤去活動や駅周辺での整理指導員による声かけ、地域住民との協働による啓発活動を行うなど、放置自転車の減少・解消を進めます。

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

「新宿らくらくバリアフリーマップ」は障害のある方や高齢の方、子ども連れの家族などに、区内の公共施設や商業施設、公園等のバリアフリー情報を提供するオンラインマップです。パソコンとスマートフォンに対応し、現在地付近のバリアフリー施設や、利用したいバリアフリー情報(車いす対応トイレやベビーカー貸出等)の検索が簡単にできます。そのほか、視覚障害のある方のために、区内の主要施設については、近くの駅から地図によらない音声道案内を作成しています。

また、パソコンやスマートフォン等の特別なスキルを必要とせず、誰でも簡単に情報を入手できるように設計しています。特にバリアフリー設備を絵文字で表した視認性の高いピクトグラム等、分かりやすさと見やすさを重視したデザインを採用することで、誰でも簡単に情報を利用できるバリアフリー情報が取得できるよう努めています。

施策に関する主な事業

【ユニバーサルデザインまちづくりの推進】

- ・ユニバーサルデザインまちづくりの推進

【バリアフリーの基盤整備】

都市計画課における事業

- ・安全で快適な鉄道駅の整備促進
- ・バリアフリーの整備促進

道路課における事業

- ・バリアフリーの道づくり

【障害者・高齢者に配慮した公園の整備】

- ・みんなで考える身近な公園の整備

【清潔できれいなトイレづくり】

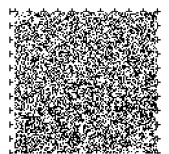
- ・清潔できれいな公園トイレづくり
- ・清潔できれいな公衆トイレづくり

【放置自転車対策】

- ・放置自転車等の撤去及び自転車適正利用の啓発活動

【新宿らくらくバリアフリーマップ】

- ・障害者差別解消の推進



コラム 新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例

◎ユニバーサルデザインまちづくりとは…

建築物や道路、公園等の都市施設に関し、年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、すべての人が安全に、安心して、かつ、快適に暮らし、または訪れることができるまちの実現を図るための取組のことです。

◎ユニバーサルデザインまちづくりの取組

誰もが、分け隔てられることなく共生することができる社会を実現するためには、区、区民、施設所有者等が協力・連携して、ユニバーサルデザインまちづくりを推進していくことが必要です。

新宿区は、事前協議や工事の完了報告の制度創設など、施設整備の強化を行うとともに、意識啓発を強化するための新たな取組として、令和2年3月に「新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例」(UD条例)を制定しました。

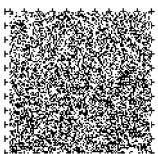
UD条例では、高齢者や障害者も含めたすべての人が円滑に利用できるよう、対象施設の用途及び規模に応じ、出入口、廊下、階段、便所等の項目について、整備基準を定めています。

【UD条例の主な内容】

- ・区、区民及び施設所有者等が、相互に連携して意識啓発に取り組むとともに、建築等の計画の早い段階からの事前協議制度や工事の完了報告制度を創設。
- ・新たな区の附属機関として、学識経験者・区民・地域団体の構成員・事業者から成るユニバーサルデザインまちづくり審議会を設置。

【施行内容】

- 令和2年4月1日から一部施行（意識啓発、審議会など）
- 令和2年10月1日から全面施行（事前協議、届出、工事の完了報告など）



コラム 新宿区移動等円滑化促進方針

◎新宿区移動等円滑化促進方針とは…

区全体において一層のバリアフリー化を図るため、施設と経路の連続性を確保することや、ソフト施策等、総合的なバリアフリー化の方針を示したものです。

◎新宿区移動等円滑化促進方針に示す内容

①高齢者や障害者等が多く利用する施設

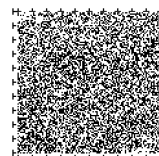
駅や官公庁施設、福祉施設のような施設の中から、高齢者・障害者等が、日常生活において多く利用する施設を「生活関連施設」として設定します。

②バリアフリー化すべき経路

生活関連施設を結ぶ経路（駅から官公庁施設や福祉施設等を結ぶ経路）の中から、高齢者・障害者等が日常生活において多く利用する経路を「生活関連経路」に選定します。

③生活関連経路のバリアフリー化の促進

設定した生活関連経路について、施設との連続性や、地域特性を踏まえたバリアフリー化の促進を図ります。



基本施策（2） 人にやさしい建築物づくり

個別施策④ 建築物や住宅のバリアフリーの普及

現状と課題

障害者や高齢者等が、住み慣れた環境の中で心豊かに暮らせるように、さまざまな住宅施策に取り組んでいます。しかし、住んでいる住宅がバリアフリーとなっていないため生活に支障をきたすことがあり、施策の充実が求められています。

個別施策の方向

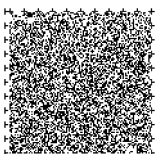
住み慣れた家で暮らし続けられるように、重度障害者が住宅設備を改善しようとする場合、住宅設備改善費を給付していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 人にやさしい建物づくり

第3期障害児福祉計画・第7期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 住宅設備改善費



個別目標 9 障害者が安全に生活できるための支援

基本施策 (1) 災害等から障害者を守り安全に生活できるための支援

個別施策④ 防災・防犯対策の推進

現状と課題

首都直下地震などの大地震でも津波の被害が想定されない新宿区においては、命を守るためには直接死を防ぐことはもちろん、災害関連死をなくすことがより大切となります。

そのため、日頃から障害者の生活を支援している障害福祉サービス等事業所が中心となり、災害時も継続して障害者の支援ができるような体制を構築していく必要があります。区はこうした事業所の取組を総合的に支援していきます。

【災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり】

「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」に向け、建築物の耐震診断や耐震改修工事費用の一部補助など耐震化支援のほか、耐震シェルター・耐震ベッドの設置費用の一部補助を実施しています。

また、家具類転倒防止器具取付事業を実施し、身の回りの安全対策にも取り組んでいます。

震災時の被害を減らすために、建物の耐震化、家具転倒防止器具等の設置をさらに進める必要があります。

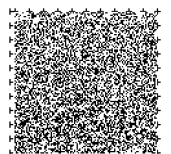
【災害時要援護者名簿・災害時要配慮者セルフプランの普及啓発】

災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、災害発生時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員・児童委員、防災区民組織等に配布し、災害時における安否確認など必要な支援を行うために活用しています。名簿登録者に対し、日頃から“自分の身は自分で守る”という意識啓発とともに、災害時に援護が必要な障害者等のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。

また、自助・共助の取組の一層の促進を図るため、要配慮者災害用セルフプランの普及啓発をさらに進める必要があります。

【災害時要援護者対策の推進】

災害時において区民へ確実に情報を伝達する体制を強化するため、災害時要援護者など災害時情報を特に必要とする区民を対象に防災ラジオの無償貸与を行って



おり、聴覚障害者も利用できるように文字表示機能がある機器も配備しています。

防災ラジオの無償貸与については、まだ認知度も低いと思われるため、引き続き災害時要援護者名簿の登録者に対し周知する必要があります。

【人工呼吸器使用者の支援】

令和3年5月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改訂により、避難行動要支援者（在宅人工呼吸器使用者も含まれる）ごとの個別支援計画の作成が市区町村の努力義務とされました。

特に、在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、災害時に必要な備えや適切な行動を取ることができるよう、計画を作成し訓練を行ってきました。また、緊急時における安全・安心の更なる強化を図るため、非常用電源装置等の給付を始めました（令和4年7月開始）。

在宅人工呼吸器使用者が災害時にも自宅で安全に過ごすためには、引き続き電力をはじめとする備蓄品の準備や情報発信ツールの活用、安否確認の方法など個々に合わせたより具体的な計画を作成し、自宅療養を支援する必要があります。また、避難が必要になった場合には、避難先でも安心して過ごせるよう既存の資源を活用した地域の支援体制を拡充する必要があります。

【福祉避難所の充実と体制強化】

発災時に避難者が安心して過ごせるよう、福祉避難所の円滑な運営にあたっては、平時から区と福祉避難所が連携を強化していく必要があります。

【防災訓練への参加】

防災意識の高まりの中、地域の防災訓練に障害者が参加することで、障害のある人もない人も利用しやすい避難所の運営方法等について、より実践的な検証ができ、心構えも含めた準備ができます。

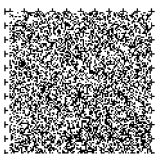
【入所施設の防災・防火・防犯対策】

障害者支援施設等の安心安全のため、施設ごとの防災対策のほか、大規模災害を想定し、区や消防署等関係機関との連携や適切な避難訓練の実施等の安全対策が必要です。グループホームの建設相談を受けた際は、消防設備、防犯設備に関する助成について情報提供を行っています。

また、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設で発生した悲惨な事件が二度と繰り返されることのないよう、利用者に対する安全確保への取組が一層求められています。

防犯カメラ等の防犯設備の設置を希望する区内の障害福祉サービス事業を運営する事業所に対し、防犯設備設置補助を実施し、防犯対策を強化してきました。

これからの障害者支援施設は、地域と一体となった開かれた社会福祉施設となること、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設となることの両立を図る必要



があります。

【災害時の聴覚障害者への支援】

「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」に基づき、区の主催で実施する避難所防災訓練において、聴覚障害者への対応を想定した訓練を実施しています。

手話通訳訓練の実施について、聴覚障害者や町会関係者などへの周知をさらに進める必要があります。

【ヘルプカード】

障害のある方には自ら「困った」となかなか伝えられない方がいます。手助けが必要な状況なのに、障害があっても困ったことをなかなか伝えられない方や困っていることを自覚できない方もいます。「ヘルプカード」は障害のある方が普段から身につけておくことで、日常で困った時、ちょっと手助けが必要な時、緊急時や災害時に周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。

個別施策の方向

【災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり】

建物の耐震化を促進するには、建物所有者等が耐震化の必要性を十分に認識することが大切です。安心して耐震診断・耐震改修を実施できるよう、普及啓発や情報提供、相談体制の充実を図っていきます。

また、地震によるけがの要因では、家具類の転倒・落下によるものが大きな割合を占めています。家具類転倒防止対策の重要性の周知を図るとともに、災害時要援護者名簿登録世帯に家具転倒防止器具取付費及び器具 5 点まで無料で設置し、安全確保を図っていきます。

【災害時要援護者名簿・災害時要配慮者セルフプランの普及啓発】

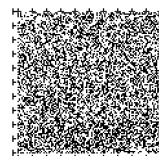
また、災害時において要配慮者が在宅あるいは避難所で生活を継続するために必要な事項等を記載する、要配慮者災害用セルフプランの作成勧奨を実施し、広く普及啓発を行います。障害者団体や、支援者、事業者、地域との連携強化により、災害時における支援の仕組みづくりを検討していきます。

【災害時要援護者対策の推進】

地域防災協議会や民生委員・児童委員協議会、高齢者総合相談センターの会合などにおいて説明を行うとともに、ぬくもりだよりへの掲載、区ホームページや広報新宿などで周知を図っていきます。

【人工呼吸器使用者の支援】

在宅人工呼吸器使用者が、安全で安心した療養生活を送ることができるよう、災



害時個別支援計画の全数作成を目指します。また、人工呼吸器の緊急時用電源として非常用電源装置等の給付を継続し、発災後概ね12時間以上の自助での電源確保を進めていきます。さらに、在宅人工呼吸器使用者とその家族等が、孤立することなく災害時も住み慣れた地域で過ごせるよう、情報発信ツールの活用や医療機器の提供についての検討を進めます。

【福祉避難所の充実と体制強化】

福祉避難所運営マニュアルに基づいた福祉避難所の開設・運営訓練を実施します。さらに福祉避難所の備蓄物資の計画的な更新を図り、災害時応急体制の強化を図ります。

【防災訓練への参加】

地域の防災訓練に障害者が積極的に参加するよう、区として働きかけていきます。

【入所施設の防災・防火・防犯対策】

新しくグループホームが建設される際には、必要な消防設備や防犯設備の設置を補助していきます。また、障害者の生活の場である入所施設については施設外部からの侵入を防ぐなど安全管理の徹底や緊急時の連絡体制の確保が図られているか、常に確認していきます。

今後も利用者の安全確保を図るため、防犯対策を進めていきます。

【災害時の聴覚障害者への支援】

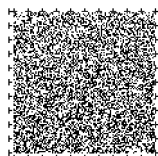
「災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定」により、新宿区聴覚障害者協会、新宿区登録手話通訳者連絡会及び新宿区手話サークルの協力を得て、聴覚障害者のための避難所における情報保障を確実に行っていきます。手話通訳者を派遣する避難所において、手話通訳訓練を行うことを町会関係者など避難所運営に関与する避難所運営管理協議会に周知、共有し、発災時に円滑に活動を実施できるようにします。

【緊急通報システム・火災安全システム】

一人暮らしの重度の身体障害者及び知的障害者等の方は、緊急通報システム・火災安全システムを設置することができます。今後とも一層の利便性の向上を推進していきます。

【ヘルプカード】

都では、「ヘルプカード」の標準様式を定め、区市町村ごとに作成することを推奨しています。「ヘルプカード」は、障害者が普段から身につけておくことで、日常において困った時、緊急時や災害時に、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。区では「新宿区版ヘルプカード」の普及を推進し、障害者が、災害時



においても支援が受けやすい環境づくりを支えています。

施策に関する主な事業

【災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり】

- ・建築物等耐震化支援事業
- ・「新宿区災害時要援護者登録名簿」登録者への家具転倒器具取付事業

【災害時要援護者名簿・災害時要配慮者セルフプランの普及啓発】

- ・要配慮者対策の推進
- ・災害時要援護者名簿の活用

【災害時要援護者対策の推進】

- ・防災ラジオの無償貸与

【人工呼吸器使用者の支援】

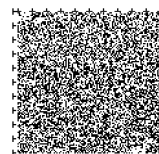
- ・在宅人工呼吸器使用者災害時支援事業

【緊急通報システム・火災安全システム】

- ・緊急通報システム

【ヘルプカード】

- ・ヘルプカードの作成及び配布



コラム 災害時要援護者と防災



災害関連死をなくすために

新宿区では、区民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、逃げないですむ安全なまちづくりを目指しています。障害者の防災対策の分野では、災害時に普段利用するサービスが滞ることで、身体機能が低下し、災害関連死につながる恐れがあります。そのため、災害時にも障害者が生活を継続できるよう支援することで、災害関連死をなくすことが重要であると考えています。

◎ 障害サービス事業者との連携

新宿区自立支援ネットワークを活用し、訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所、相談支援事業所が互いの状況を共有し、緊急時に助け合えるような関係を構築できるよう、協議の場を設けています。

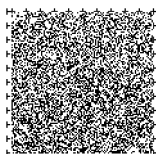
◎ 災害時要援護者名簿の登録

新宿区では、災害時の避難等に支援を必要とする方々（災害時要援護者）を、地域の方々が事前に把握し、安否確認ができるよう、「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」を作成しています。

この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員・児童委員、防災区民組織及び区の関係部署に配布し、情報提供しますが、プライバシーの保護を最優先に考え、ご本人の申し出により作成します。

◎ 要配慮者災害用セルフプラン

災害時の要配慮者の在宅又は避難所生活における必要な事項等を記載する 要配慮者災害用セルフプランがあります。自身の状況や要配慮事項等を記載し、災害時に支援者や避難所運営者に提示することで、適切な支援を早期に受けることを可能とするものです。



自宅が被災したら

◎避難所では

区内で大地震が発生した場合には、あらかじめ指定された区立学校等が一次避難所となり、一次避難所の開設や運営は、町会・自治会等を母体とする防災区民組織で構成する避難所運営管理協議会が行います。震度5弱以上の地震が発生すれば、各避難所運営管理協議会の役員が参集し避難所を開設しますので、家屋が倒壊するなど自宅で生活ができない場合には、助けあひながら、避難所に避難してください。

さらに、障害者や高齢者等で自宅や避難所での生活が困難な方のために、二次避難所（福祉避難所）が指定されています。施設の開所中に災害が発生した場合は、区立の障害者福祉施設はそのまま障害者の二次避難所となります。夜間・休日等で施設が閉所中の場合には、まず一次避難所に避難し、二次避難所の開設準備が整い次第、区から二次避難所に移動する方をお知らせします。

また、医療救護所が併設される区内10所の指定避難所には、発災後3日間の急性期医療活動を行うための医薬品等を備蓄しています。

なお、慢性的な疾患の医薬品の確保に関しては各自でご用意をお願いしています。

◎手話通訳者を配置する避難所

手話通訳者を牛込第三中学校、東戸山小学校、西戸山小学校、落合中学校の4所に配置します。新宿区避難場所地図に手話通訳者のいる避難所のマークを表示しました。

◎福祉避難所の充実と体制強化

福祉避難所に指定されている通所施設については、いざ福祉避難所として開設した場合には24時間体制となるため、通常時とは異なる施設運営が求められます。そこで、施設に対して、施設毎の課題（運営体制、地域特性等）を踏まえた避難所の役割を明確化し、運営体制の具体化の検討、訓練の支援等を行う事業を令和6年度から行っていきます。

避難所は災害により家屋が倒壊するなど、自宅で生活できなくなった方が一時的に生活をする場所です。プライベートが確保できないなど、さまざまな不便や不安ことがあります。災害時にも自宅で生活し続けられるよう、各家庭において、家具の転倒防止や日常備蓄などを行い、普段から災害に備えておきましょう。なお、災害時要援護者名簿に登録している方には、家具転倒防止器具を5点まで無料で設置しているほか、防災ラジオの無償貸与を行っています（防災ラジオには、文字表示機能の付いたものもあります）。



要配慮者
防災行動マニュアル

セルフプラン
自宅保存版



地域別防災マップ

